

令和7年3月定例会会議録

令和7年豊郷町議会3月定例会は、令和7年3月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

村岸議長

それでは、第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時02分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、井上喜美子君、4番、本田清春君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意をして質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、中島政幸君の質問を許可します。

中島議員

はい、議長。

村岸議長

中島議員。

中島議員

それでは改めましておはようございます。町職員軽装勤務の通年実施について町長にお伺いいたします。

これまで期間で区切っていたクールビズ、ウォームビズの概念にとらわれないう軽装勤務ナチュラルビズを通年での実施を提案し、見解をお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

改めましておはようございます。それでは、6番、中島議員の町職員の軽装勤務の通年実施についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましては、夏の軽装、いわゆるクールビズを5月から10月まで期間を区切って実施しておりますが、議員のご指摘のとおり、軽装勤務を通年で実施されている自治体があることは承知しております。町といたしましては、特に制服を設けてはおりませんし、現場の多い課では、ネクタイ着用等も柔軟に対応しておりますので、あえて町からナチュラルビズの指示を行わずとも、社会人

として、来庁者に対して清潔で不快感を与えない服装を基本として、各個人の節度ある服装で勤務すればよいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再質問。

中島議員 多くの自治体では、軽装勤務通年実施が行われている。課長が言われたとおりです。いろんな自治体のところを見ても、大体大まかにですが、省エネルギー対策とか働きやすい職場づくりの一層の推進のため、職員一人一人が接するお客様、お客様というか利用される来庁者に好印象を与える、フレッシュなサービスとか精神を欠かさないことを前提に、職務内容等に応じた快適で働きやすい服装で職務に臨むこと、そのようなことが書かれております。また、あと、業務の能率向上を図るなどとして、多くの自治体が大まかにこんな形で書かれております。通年でのノーネクタイやノージャケット、夏季にはポロシャツなどの清潔感のある制服、冬にはニットウェアなどの重ね着など、利用される皆さんに不快感や違和感を与えることのないよう、公務員としての品位を損なわない、失わない、節度ある服装、課長の言われたとおりです。

ここであえてちょっと確認なんです、今の課長の方から、町は別にあえてその辺は制服としての指示はしていないが、課によってはということなんです、確認ですが、あえて指示はしていないが公務員としての品位を失わない節度ある服装であればいいという理解でいいんですかね。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおりですけれども、議員のおっしゃるとおり、公務員として、品位がありまして、また来庁者に対して清潔で不快感を与えない服装をしていただければ、特に指導等は行う予定はございません。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再々質問へ行ってください。

中島議員 ということは、今回議会中ということもありますので、各課長もここにおられます。現状で対応できる、ぜひとも進めたいなというふうに思います。総務課長の方からそのようなことは特にないと。不快感を与えるのではなくて

節度ある服装なら大丈夫だということで、働きやすいような環境づくりを進められたらと思いますので、次の質問に入っていいですか。

村岸議長 答弁は。

中島議員 もういいです。

村岸議長 次の質問に行ってください。

中島議員 それでは、次の質問に入ります。

物価高騰における本町の取組について町長にお伺いをいたします。

一部に高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動きが見られます。しかし、地方においては、急激な物価高騰に賃金も上がらず、生活が追いついていないとは言えません。長期にわたる物価高騰は私たちの生活に非常に深刻な影響を与えている中、次の点をお聞きいたします。

物価高騰が町民の生活に与えている影響について、本町としてどのような認識を持っておられるのか。

2番、物価高騰対策重点地方創生臨時交付金の支援策の考え方は。

3番、本町独自の支援策は考えておられるのか、お聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、6番、中島議員の物価高騰における本町の取組についてのご質問にお答えをします。

まず、1点目の物価高騰の認識ですが、電気代や食料品など物価全般が高騰し、町民の可処分所得が減少していると認識をしています。

次に、2点目と3点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と、町独自の支援策について併せてになりますが、今回の交付金の内示額は2,628万5,000円ですので、そのうち1,000万円程度は高齢世帯への冷暖房費補助に充当する予定ですが、ほかの事業については現在検討中で、6月議会までには計画をして、補正予算をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いします。

中島議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

中島議員 今回専決で物価高騰対策重点支援地方交付税臨時交付金、非課税世帯の分が出ております。非課税世帯は5万円、18歳未満の子ども1人に対して2万円の分です。間違いはないかなと思います。と、この2,628万5,000円のは専決

との違いをちょっと教えていただきたいのと、先ほど言われたとおり、物価全体が高騰しているとの認識でした。課長が言われましたとおり。昨年も非課税世帯に7万円が出ています。ここ10年を見ていると、非課税世帯の支援策が行われております。以前はね、この物価高騰は所得に関わらず、誰もが影響を受けています。大変苦しい状況が今後も続くかと思いますが、課長が今示していただいた金額を見ますと、残りの金額を見る限りはなかなか厳しい。これで何ができるかなという感じもありますがね。そこはそことして、課長とお話ししていると、かなり予算の方も厳しいと、ここ最近口癖のように言われております。その厳しい状況は理解いたしますが、どうか6月議会では何らかの策を示したいというお考えですので、できれば町民全体のことを考えて、何らかの方策を練っていただきたいと思えますね。

前回も言いましたけど、教育と生活に係るこのような支援策は一過性のものであってはなかなかならない。継続性がなければならぬんじゃないかと私は考えていますけども、できれば6月議会の方で、いろんな形で考えていただければと思いますが、具体的なことは言わなくても別にいいですので、考えていただけるかどうかだけお願いします。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

昨日ご承認いただきました専決予算の方につきましては、議員もご指摘のとおり、非課税世帯への給付金の部分のみでございます。比較的自由度の高いこの物価高騰対策の臨時交付金、先ほどの2,600万円程度ですが、それにつきましては、国の方もエネルギーや食料の価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じた必要なきめ細やかな事業を実施するというふうと言われております。先ほども申し上げましたけれども、議員のご指摘のとおり、住民の、住民または、どうなるか分かりませんが、中小事業者も医療事業者も関係してくるかもわかりませんが、何らか町民の負担が少しでも軽減されるようにということで検討してまいりたいと思えますので、よろしく申し上げます。

村岸議長

再々質問は。

中島議員

いいです。ありがとうございます。

村岸議長

分かりました。

次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 議長。

村岸議長 井上議員。

井上議員 それでは、町長にお聞きいたします。記憶に新しい能登半島地震や豪雨による災害が各地で発生している中、改めて災害に対する備えが最重要課題だと考えます。また、これまで大きな災害等の発生がなかった本町でも、2021年8月に避難指示が出されたことは、皆さんも覚えていることかと思いますが、そうした状況の中、本町地域防災計画に指定されている避難所における4点について、順番に答弁を求めます。

1、避難指示が発令された当時、開設された避難所はどこか。また、避難者数は。

2、避難所では、情報を得るための設備などは保管、または設置されているのか。

3、各広域避難所内に保管されている備品等の種類及び数量は。

4、2021年8月に開設された避難所の運営方法及び内容は。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、3番、井上議員の各広域避難所についてのご質問にお答えをします。

まず、1点目の開設した避難所ですが、日栄小学校と豊日中学校の2か所です。人数は日栄小学校に29人、中学校は1人です。

次に、2点目の情報を得るための設備等ですが、防災無線とテレビの設備が使用できるように準備をしております。

次に、3点目の各避難所内の備蓄資機材ですが、敷地内の防災倉庫には、食料としてアルファ化米200食、500ミリリットルペットボトルの水120本、ビスコ240袋、昼・間仕切り20セットを保管しております。

最後に4点目の運営方法ですが、課長補佐級以上の管理職を招集し、学校長、教頭等教職員と避難者とも連携、協力し、避難所の運営を行いました。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 再質問。

井上議員 避難所は、それぞれの避難所に、今言われた備品等はそれぞれ置いてあるわけですか。ばらばらには置いてないわけですかね。1つの避難所に1つのセット、

マットとか食料品等、1セット必要なもの、それをまとめて置いておかはるのか、各避難所に、この避難所にはこれ、この避難所にはこれ、この倉庫にはこれとかばらばらに置いているわけではありませんか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 各避難所の資機材につきましては、先ほど申し上げたものが、それぞれの避難所に倉庫があって、その量をずつ置いています。あと残りの部分は、町の防災倉庫にほかの部分もまとめて置いております。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 再々質問。

井上議員 2021年8月に避難された方の中から、避難したときに毛布1枚と枕にスリッパを与えられたと。そんなんで避難している気にもなれないと怒って帰られた方もおられます。

そんなんで十分な避難された方にストレスを与えるような避難では、避難ではなく、一時しのいでいるふうにしか取れないんですけども、そこら辺はどうお考えされているのかということと、この避難食は、アルファ米とか大人の方が食べられるお米だと思うんです。乳幼児とかのミルクが必要な場合とかはどうお考えですか。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、3番井上議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

確かに今おっしゃったように、当時、まだ各避難所には防災倉庫もございませんでしたので、高野瀬の拠点から毛布等を運んだというようなことになっております。ただ、そのときの反省を生かしまして、先ほど申し上げたテレビのアンテナを引くであるとか、防災倉庫を建ててそこに資機材を置くとか、その当時から今に至る間に、各避難所の設備、資機材等を充実をさせていっているところでございます。

また、各いろいろな避難される方の状況に合わせた食料とか、そういうものは、今の状況では一般的なものだけは用意をさせていただいておりますけれども、

個々に対応が必要なものにつきましては、やはり避難される方ご自身でもご用意をいただければというふうに考えております。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

井上議員 では障害者等院費助成事業についてお聞きいたします。

近年、各燃料費の高騰が続く中、本町でもありがたいことに高齢者への支援に焦点を当てると、在宅高齢者支援助成金交付事業により、以前は、1世帯当たり5,000円の助成額であったものが、今では8,000円の助成がされるようになり、福祉行政の向上が図られていると評価しています。一方で、障害者への支援に焦点を当てると、障害者の生活負担軽減と福祉の増進を目的に、自家用自動車燃料費助成事業及びタクシー運賃助成事業を実施されていますが、下記の点について答弁を求めます。

1、障害者手帳を持っておられる方の人数、また、この助成事業の対象となる人数と燃料費助成、運賃助成、それぞれの助成人数は。

2、燃料費助成事業では、対象者1人に対して、1リットル当たりの単価は幾らか。また、月15リットルで1年間の助成総額は幾らか。

3、運賃助成事業では、対象者1人に対して1回につき620円を月2回限度として、1年間の助成総額は幾らか。

4、助成事業の周知方法は。

5、自家用車、タクシーの区別をなくして、一定額の限度額を設けて助成するように要綱の見直しを提案しますが、お考えはありませんか。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の障害者通院費助成事業についてのご質問にお答えいたします。

まず①の障害者手帳を持っておられる方の人数でございますが、504名でございます。そのうち助成対象となっている方は262名で、そのうち燃料費助成を受けておられる方は153名、タクシー助成を受けておられる方は7名でございます。

2番の1リットル当たりの単価でございますが、価格の変動はしますが、現時点では、レギュラーガソリンで184円、軽油で162円でございます。また、1年間の助成総額は、令和5年度決算で417万945円でございます。

3番のタクシー運賃助成の1年間の助成総額は、令和5年度決算で4

万4,250円でございます。

4番の助成事業の周知方法でございますが、広報やホームページに掲載しており、利用者には、毎年3月に更新案内を送付しております。

5番の自家用車、タクシーの区別をなくして、一定額の限度額を設けて助成するようにとのご提案ですが、この事業を始めた当時は、同等の助成になるよう制度がつくられておりました。しかし、近年、社会情勢も変わってきており、自家用車とタクシー利用者の方に差が出てきておりますので、内容等についても検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

井上議員 議長。

村岸議長 再質問。

井上議員 今見直しを検討されるということで、そこは1度見直してもらいたいのと、年間でざっとの計算でガソリンを180円で計算すると、1年間で3万2,400円、タクシーで年間で計算すれば1万4,880円、この差額は1万7,520円。今物価高騰等がこれからどんな情勢になっていくか分かりませんが、適度に、数年置きでも結構ですので、見直しを検討されるよう、そちらの方も兼ねてお願いいたします。

村岸議長 答弁は要るんですか。

井上議員 もういいです。

村岸議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議員 町長にお尋ねします。旧豊郷小学校前、歩道の除雪についてお尋ねします。

旧豊郷小学校前、中山道沿いは両側に歩道がつくられ、通学路となっておりますが、この通学箇所が除雪されず、危険であるというのを現場で目撃しました。子どもの安全を守るためには歩道の除雪は必要だと考えますが、見解を求めます。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、本田議員の質問にお答えします。

旧豊郷小学校前歩道の除雪について等ですけれども、まず旧豊郷小学校前の歩道は県道として、安食西八目線で管理は滋賀県湖東土木事務所となります。歩道の除雪は滋賀県もほかの市町も実施しておりません。ですので、地域整備課でも歩道の除雪は実施を考えておりません。

しかし、豊郷町では、各字に通学路を中心に除雪作業に対して補助金を支出しております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問。

本田議員 私は2月8日と9日の休日もちよっと見に行ったんですが、車の通る道路は除雪されていましたが、しかし、歩道は先ほど答弁のあったとおりです。10日は子どもたちが通学するんです。それで私、毎朝子どもたちを学校まで登校をサポートしていますが、中山道沿いの旧豊郷小学校前は両側とも今のように除雪されていません。ふだんこの歩道を歩いている子どもたちは、歩道側に積み上げられた雪を避けて車道をどうしても歩くわけです。歩道は言うまでもなく、四十九院とナチュラルーの中学生の子どもたちが通っています。

本町は通学路優先で除雪をするということに、私、前々回でしたか、答弁を、12月、前年度のときにもお尋ねしましたが、除雪はすると、そういう点では通学路優先だという、それで延ばしているんだという回答でした。旧豊郷小学校前歩道も豊郷小学校の用務員さんが、そこだけ、少しだけでしたけど、何か途中で機械を入れたのか半分ぐらいしかできなかつたんですが、されているのを見ましたが、旧豊郷小学校前歩道は、子どもの安全という面で見ると、県道だとか町道だとかって言うている、そういう場合ではなくて、除雪し、安全を確保すべきではありませんか。私はそのように考えますが、いかがでしょうか。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、本田議員の再質問にお答えします。

本田議員の言っていることも十分分かるんですけども、なかなか歩道まで除雪することはなかなか難しいので、言われましても考えておりません。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問。

本田議員 私は例えば雪の降ったときだけシルバーさんをお願いする、そういう契約をするということで克服できると思うんです。そう費用もかからずにね。そういう点では、四十九院の子どもたちの通る場所でもあり、ナチュラルーの子どもたちが通る場所でもあるし、下校時も歩道を歩いているんです。朝は特に雪の降った後はよく滑るんです。ご承知のように中山道は交通量が多いですので、そういう点ではシルバーさんを活用するという点でのお考えはありませんか。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 本田議員の再々質問にお答えします。

ほかの市町ではボランティアの方が除雪作業、歩道について除雪作業をされているというふうにお聞きしております。豊郷町でもそのようなボランティアができることをできればとお願いしたいと思います。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 町長、教育長にお尋ねします。12月議会で私は給付型奨学金制度の創設を求める一般質問を行いました。その答弁に対する根拠の中で、私は、奨学金はほとんど貸与型です。学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ていくというふうに質問しました。これに対して教育長からは、「半分以上は給付型の奨学金の方に全て移行されている」という答弁でしたので、この答弁は、どの調査資料に基づいたものかを明らかにされたい。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田清原議員の、12月議会で給付型奨学金制度の創設を求める一般質問に対する答弁の根拠についてというご質問にお答えします。

さきの12月議会の本田議員への答弁については、独立行政法人日本学生支援機構が令和3年9月に公表されました、令和元年度奨学事業に関する実態調査報告によるものです。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

本田議員 給付型奨学金は学生にとっても家族にとっても、高等教育を継続して受けることができる重要な条件となっています。私も一部奨学金を利用させていただきました。政府は日本学生支援機構は今、回答がありましたように給付奨学金をつくっています。しかし、これを利用するには条件が厳し過ぎます。私の調べた学生支援機の調査でも、確かに回答がありましたように令和6年度から奨学金の給付型制度というのが拡大しています。しかし、そのほとんどが一部拡大されたのが住民税非課税世帯、それに準ずる世帯となっています。令和6年度3人以上の多子世帯、私立理科系への中間層へと今広げてきていますが、少子化が進んでいる今、こうした条件を満たすことは珍しいと言わなければなりません。

私は日本学生支援機構年報、年報というのはあるんですが、今出ているのは令和5年ですが、この111ページを見ますと、表14の1で、奨学金給付人数と

全学生生徒数の比率が出ています。大学、大学院、高等専門学校、専門学校を合計した割合は9.4%で、その後少し増えていると思いますが、給付型は大体9.4%、10%を満たしていないんです。他方、貸与型は30.5%です。給付型と比べ3倍以上という開きが見られます。日本も批准している国際人権規約は、高等教育は無償教育の前進的な導入により、能力に応じ全ての者に対して均等に機会が与えられるべきものとするとしています。学費を値下げして無償化に進むことは、世界標準の教育政策であります。国際社会への公約でもあります。しかし、今年度も、公立・私立大学の学費値上げが行われようとしています。こうしたとき、私たちの自治体で若者を支援するということは必要ではないでしょうか。そういう点でのこの割合についてこの年報というものを見られたのかどうかお尋ねしたいと思います。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の質問にお答えいたします。

年報の方については、確認の方をいたしております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問。

本田議員 ぜひね現状把握はきちっとしていただきたいと思うんです。年報、まだ令和5年しか出ていませんが、年報はかなり詳しく学生人数の比率も出してありますので、こういった私は答弁には納得できないということを申し上げておきたいと思います。

では次に行きます。お願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の再々質問にお答えいたします。

以前もお答えしているとおり、給付型の奨学金を町として導入する意向はないというふうに申し上げます。でございますので、現時点で年報の方は一応確認の方はさせていただきますが、導入については、現時点では考えておりません。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 町長、教育長に不登校の子ども支援についてお尋ねします。

不登校の子どもの現状と不登校の子どもへの支援の実際を現状を明らかにしていただきたいと思います。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の不登校の子どもの支援について問うのご質問にお答えします。

現在町内の小中学校にも不登校児童が、不登校の児童生徒が存在しており、その数は増加傾向にあります。不登校傾向の児童生徒が登校できた際には、保健室の利用や別室での学習を行うなど、それぞれの状況に応じた支援を実施しているところです。

また、一部の児童は隣保館で学習する機会を設けております。学校と児童生徒のつながりを維持するため、家庭訪問による支援も継続して実施をしております。さらにスクールカウンセラーによるカウンセリングを受ける児童生徒や保護者もおられ心のケアにも努めているところです。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問。

本田議員 不登校で苦しんでいる本人、保護者が本町でも増えています。私も相談を受けています。また、学校に来ているが教室に入れられない子どもも生まれています。本町もそうですが、全国では35万人の子どもが不登校になっています。

大体子どもの数というのは、全国で大体100万人なんです。今はちょっと減ってきていますが、だから、9年間で約900万人いるんですね、全国で。こういう不登校の子どもたちが自死をするということも皆さんご承知のように増えています。その子を育てている家族の苦労ははかりしれません。文科省も社会問題である不登校問題は誰でも起こる問題と捉えて、不登校の子どもと家族支援を提起しています。

今、お答えの中にあっただのは、不登校の子どもは隣保館や保健室等という話がありましたが、家族への支援はどうなっているかということを知りたいと思います。学校と地域から切れてしまわないよう、まず情報にアクセスする支援というのは必要だと考えますが、どうですか。

例えば、学校だけではなくて行政の支援の具体策の情報も届けるということではどうでしょうか。学校に戻ることを求めないで、近在のフリースクールの紹介も必要ではないでしょうか。そして県も不登校の子どもへの支援を始めましたが、本町でも具体的にそういった内容での支援を本気になって進める時

期ではないでしょうか。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 本田議員の再質問にお答えいたします。

家族の方の支援をどうしていくかというのでありますが、これは先ほども話がありましたように、スクールカウンセラー等々も入っていただいているのが実情であります。また、個々の事案がそれぞれ違います。不登校になったケースがそれぞれ違いますので、個別の案件として、学校としては受け入れて、個々の小さな支援から始めていかないと、なかなか子どもたちが学校に向いてくれないんじゃないかなということを思います。一概に不登校の子は学校へ来たら別室へ入れればいいという、そういう問題じゃないというところ辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問。

本田議員 今の教育長の答弁について、もう少し突っ込んでご質問します。

家族においてはね、私は3月1日に彦根市で不登校支援についての全国フリースクールの団体がつくる講演会に参加しました。その中で文科省職員による不登校支援の具体的な政策について講演があつて聞いてきましたが、家族においては不登校の子どもが生まれたことで支出が増えた。しかし、家族の働く時間は制限されて収入が減ってきているという悲痛な声が保護者から出されていました。こういう点での問題が1つあると思うんです。だからそういう点では家族への支援というのも具体的に行う、考える必要があるのではないのでしょうか。

不登校問題とは、学校現場で起こっている問題です。さきの講演会で文科省は学校での子どもへの支援策をいろいろと述べましたが、中身は一斉授業だけではなく、多様な学びを軸にした授業改善、教師が力量形成をしっかりとったもので、授業を楽しめるものにするんだという内容でした。教室に入れなかった子どもを特別な教室に集めて教師の努力に依拠した取組だということも、具体的な実践をしているのも聞きましたが、しかし、不登校問題が学校現場で起こっているということについてどう考えるのかということについての提起が一切ありませんでした。子どもが大量に不登校になっているだけでなく、そこで教えている教師が大量にメンタル面で病み、現場離脱をしているのです。教える側も学校現場も病んでいるんです。今や教員採用試験すら人が集まらない状況です。学校という現場をそのままにしては、改善の見通しはないと考えます。

私は学校はここ20年余り一層様変わりして学力一辺倒、学力競争をあおり、学校での決まりで縛りつける場、学校にいても温度の上がない寒々する場になってきているということに目を向けるべきだと考えます。人間としての子どもの存在をリスペクトし、子どもと子ども、教師と子どもとの深いつながり育てる場、すなわち安心のある温か度で自分はここで大事にされているという学校をつくることに問題の根っこがあると考えます。

豊郷の学校だけでそれが実現できるのかとは、そうは思いませんが、不登校の問題に根っこを向け、学校の目標を捉え直しというものが今必要ではないでしょうか。教育長の見解を求めます。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 それでは、本田議員の再々質問にお答えいたします。

非常に大きな問題であるかと思えます。ここだけで完結、解決できるような問題じゃないと私は思いました。

まず文科省の方ではCOCOLOプランが3つ柱を目指しております。その中の3つ目には、今言われたように、学校の風土というのも1つ大きな問題に取り上げております。このことについては、今後、いろいろな論議がされる部分であろうと思っています。最終的には、先ほどお話ししましたように、個々の子どもたちの学校に行けなくなった、来られなくなった理由というのは、一人一人違います、理由が。そこを見ていかないと、その子は、例えば友達との関係、あるいは親子関係、あるいは家庭環境とかあるいは学校のクラスの問題とかいろいろなことが左右されていますので、そこは専門の方、いろんな方に入っていただきながら、どういった手当が有効なのかということを個別に対応していくことが私は重要だと思っていますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 北部浄水場のフッ素の含有量が多いということで、新しい箇所を選定されています。そういう点での水道水の現状を町長に聞きたいと思えます。

今のフッ素の基準と町内の水道水のフッ素含有量の数値を明らかにしてください。また、PFAS、言わばPFOSとPFOAの含有量の数値を明らかにしていただきたいと思えます。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 本田議員の水道水の現状を問うについてお答えいたします。

まず、フッ素の国の基準は、1リットル当たり0.8ミリグラム以下という基準が定められています。本町の水道水のフッ素含有量は、令和7年1月現在の最新数値では、北部浄水場エリアは1リットル当たり0.15ミリグラム、南部浄水場エリアは0.19ミリグラムとなります。また、PFOS、PFOAの国の基準は暫定目標値として1リットル当たり50ナノグラムとなります。

本町においては、年1回検査をしており、検査結果では、北部、南部浄水場エリアとも1リットル当たり5ナノグラム以下という測定結果です。これは依頼機関の測定することができる下限値が5ナノグラムであり、下限値以下であり、検査において検出できないとの結果であります。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問。

本田議員 現状は分かりましたが、PFASについてはゼロに近ければ近いほどいいわけですね。そういう点でかなり低いということでしたが、今日水道水への関心が高まっています。フッ素だけじゃなくてPFASの現状についても、住民の皆さんにお知らせする必要があると考えます。私たちの飲み水はどうなっているのか。子どもに飲ませても大丈夫なのか、ぜひ広報を通して今の現状を伝えることを求めますが、いかがでしょうか。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 本田議員の再質問にお答えいたします。

昨今ニュースとかでも取り上げられていますが、PFOS、PFOAのことについては、皆様の関心も深くなってきておると思っております。ホームページとかの公開も考えながら、情報は提供していきたいとは考えておりますが、今の時点では検出できないということでございますので、どのように載せるかはまた今後検討していきたいと考えております。

村岸議長 再々質問。

本田議員 終わります。

村岸議長 終わりですか。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩したいと思います。再開は10時5分から行います。

(午前9時55分 休憩)

(午前10時05分 再開)

村岸議長 再開します。

次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、豊郷町職員の待遇改善がどうなったのか、お尋ねをいたします。

昨年の6月、9月議会で、初任給の引上げや地域手当など、町職員の待遇改善について質問いたしましたが、次の点について明らかにしていただきたいと思っております。

1つ、初任給が、どうなったのか、2つ、地域手当は何%になったのか、3つ、会計年度職員もそれらの対象になるのか、4点目、どれぐらいの引上げになり全体としてどのような状況になったのか、明らかにしてください。

次に、豊郷町役場処務規則について問います。

豊郷町役場処務規則では、地域整備課の分掌事務に土地改良係があって、1、土地改良に関する事、2、圃場整備に関する事、3、農村整備に関する事とされていますが、これらの3点の事業は、本来は産業振興課に属する事業ではないかと思っておりますが、見解を明らかにしてください。

次に、後期高齢者健康診査について問います。

滋賀県後期高齢者医療広域連合では、糖尿病などの生活習慣病やその他の疾病を早期に発見し重症化を予防することを目的に健康診査を実施していますが、今後ますます高齢化が進む中で、高齢者の健康を守る施策の実装は必要さらに重要だと思っておりますが、次の点について明らかにしてください。

1つ、後期高齢者健康診査の直近の受診率、2つ、国民健康保険の町民健康診断の直近の受診率を明らかにしてください。

最後に、ごみ削減目標の見直しと新しいごみ処理施設について問います。

ごみ問題について、次の点を明らかにしてください。

1つ、ごみ問題の要は何といたっても、どれだけごみを減らせるかにあります。現在の減量目標15%は、令和13年度までのものでありますが、新しいごみ処理方針では、新しい施設の供用開始が令和18年度になっており、少なくとも現時点で供用開始が5年遅れることとなります。そこで、15%の減量目標をさらに引き上げることを求めますか、見解を明らかにしてください。

2つ目、新しいごみ処理施設の建設をめぐり、広域行政組合では実証実験を行うと説明をされていますが、どこでどのような実験をされるのか明らかにしてください。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、10番、鈴木議員のご質問にお答えをします。

まず、豊郷町職員の処遇改善はどうなったのかのご質問について、お答えをします。

1点目の初任給ですが、上級で月額19万6,200円から22万円に、2万3,800円の増となりました。

2点目、3点目の地域手当ですが、昨日の条例改正でもご説明させていただきましたとおり4%となりますが、段階的に施行するため、来年度は2%です。また、会計年度任用職員についても、フルタイム、パートタイムともに支給対象となります。

4点目の全体の状況ですが、当初予算案の120ページから126ページに詳細を掲載しておりますので、細かい数字はそちらをご覧くださいなのですが、人数が若干減っているものの、共済費も含め、一般職で3,400万円、会計年度任用職員で6,400万円の増となります。

続きまして、豊郷町役場処務規則についてのご質問についてお答えをします。

議員ご指摘のとおり、現在、役場の処務規則では、地域整備課の分掌事務に土地改良係がございます。本来、産業振興課ではないかとのことですが、議員もご承知のとおり、豊郷土地改良区があった時代は、今の駐在所の場所に土地改良区と役場の建設課が同居して種々協力していた時代がございます。そのような経緯がございますので、現在の事務分掌となっているところです。

少ない職員をやりくりしながら、各課が事務を行っている現状ですので、大きな支障がない限りは、当面の間、現体制で事務を行っていくことになると考えております。

以上です。

医療保険課長

議長。

村岸議長

小西医療保険課長。

医療保険課長

鈴木議員の後期高齢者健康診査について問うのご質問についてお答えします。

1つ目のご質問の後期高齢者健康診査の直近の受診率でございますが、12月末日時点で13.8%でございます。

2つ目のご質問の国民健康保険の直近の町民健康診断の受診率でございます

が、40歳以上の特定健診等の受診率となりますが、12月末日時点で33.4%でございます。

以上でございます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のごみ問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず①について、令和13年度を目途にした15%の削減目標は、議員ご承知のとおり、彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づくものです。

まずは計画目標である15%の削減を目指し、令和7年度は、滋賀県が実施する家具のリサイクルとなるサーキュラーエコノミー実証実験に参加し、本町として粗大ごみの減量に取り組みます。できることから実践し、数値目標を達成していきたいと考えます。

続きまして、②の新しいごみ処理施設の実証実験についてですが、彦根愛知犬上広域行政組合に確認しましたところ、実証実験ができる施設として、香川県三豊市の株式会社エコマスターが保有するバイオマス資源化センターみとよ、株式会社アンビエンタが甲賀市内に整備する実証実験施設の2か所があり、どちらかの施設において実証実験を行うということを想定されているとのことです。実験の内容といたしましては、実際に彦根市清掃センターの燃やすごみを実験施設に運搬し、それを微生物発酵槽、バイオトンネルに入れてフラッフを生成し、そのフラッフの品質試験を行うとのことです。

以上、答弁といたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

鈴木議員 1点目の待遇改善の問題ですが、回答は、初任給が2万3,800円引き上げになったことが1点、それから、地域手当が4%なんです、暫時ということで今年度は2%ということですが、あとの2%は来年度実施されるのかどうか、来年度になるのかどうか。その2%分が、先ほどの話では、正職員であると3,400万円のぐらいの増です。それから、会計年度対象職員が対象になったらそれが6,400万ということでしたので、これで1億ぐらい、9,800万円ぐらいの増になるんですが、この地域手当の2%分だけに限定していれば、例えばこれで金額的に幾らぐらいなるのか、ざっとでいいですけど、お答え願えればと思います。

全体として、職員の皆さんの働く状況が改善されているということは非常にいいことだと思うんですが、考えてみますと、昨年入られた方の初任給が19

万6,000円で、今年の採用の方が22万何ぼになるんですか、入った当初で2万3,800円違うということ、この辺の職員の中の職員間のバランスというか、俸給表のバランスをどう調整していくのかというのは大変難しい問題だとは思いますが、やっぱりその点で、職員の中に不公平感が生まれてはいけないと思うので、その辺の調整をどう考えておられるのか。なかなか難しい問題だと思いながら私も質問をしています、これは非常にまたこれからの大事な課題だと思うので、どういうふうに考えておられるのか説明をお願いしたいと思います。

働く条件が、皆さんの職員の皆さんは好ましいことだと思うんですが、同時に私はこの際、職員、公務労働者の皆さんの役割について考えておきたいというふうに思うんですね。地方自治法には、地方自治体の役割を住民の福祉の推進を図ることというふうにされています。住民の福祉の増進を図るということを進めるのが職員の皆さん、公務労働者の役割だというふうに思うんです。では、職員の皆さん、公務労働者の第1の役割、仕事とは何だろうか。私はその中核は福祉自治体のお客様としての町民ではなく、公共性を形成する主体としての町民の成長を促して、そして町民と共に歩み、そういう職員の姿勢が大事ではないかというふうに考えます。

憲法第15条には4つの項が規定されていますが、その中に、全て公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという規定があって、これには様々な解釈があっていろんな論点があるんですが、いわゆる公共サービスの提供者というだけではないに、町全体を構成する主人公としての、主人公は町民ですから、町民に奉仕をするという意味がここには含まれていると考えます。ですから、全体の奉仕者となるためには、町民の中に埋もれている潜在的な要望や、町民の潜在的な能力を発見すること、町民の行政活動への参加を促進することなどが、職員や公務労働者に求められているのではないかと。言い換えると、町民を町政の主人公、ど真ん中に据えていくと、そういう役割、仕事があるのではないかと思うんです。

そのための公務労働者の専門性というのは、私は法律や条例をどう理解をして、それをうまくこなしていく、そんな適応能力だけではなく、与えられた枠組みの中で仕事をこなすというそういう能力だけじゃなしに、町民の中に埋もれている力を発見し、住民参加を組織する力が今こそこれからの社会に求められているのではないかと思います。そういう、これからの行政の在り方を考える上で、以上のような職員の専門性を高めることが重要課題だと。やはりそのための自己学習、自己研鑽等、集団論議の中で自らをスキルアップして町民の参加を

求めると、そういうことが大事だと思いますが、見解を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域手当の2%、4%の件ですが、2%が来年度からです。4%はこの次の年度8年度からに考えております。

次に、地域手当ですが、これも先ほどの表の部分にあるんですけども、地域手当だけに限って言いますと正規の職員で630万円ほど、それから会計年度任用職員で約200万円となります。次、その初任給が上がることに對しての2年目、3年目とのバランスの点でございますが、議員のおっしゃるとおり逆転が起こってはいけないので、やはり今年度の人勧でも若い世代を中心にかなり増額になっておりますので、追い越すようなことはございませんけれども、その分年配の職員との差がどんどん縮まっているというような現状になっております。

次の職員の専門性とかスキルアップについてでございますが、これにつきましては、通告もいただいておりますし、1度目の答弁でもさせていただきますので、今回はお答えを差し控えさせていただきます。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 まず処務規則の問題ですけど、今こうなっているのは、以前に今の駐在所の場所にあるときに改良組合と役場の産業建設課が同居していて、一緒に仕事をしていたと。それでそのままの流れで、今来ているという説明だったと思うんですね。当面はこのままでいきたいというのが回答だったと思う。

ただ、それでいいのかなというふうに率直に思うんですよ。といいますのは、豊郷町役場、豊郷町処務規則の第1章第1条趣旨には、本役場における組織、事務処理、サービス、その他事務の執行については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによると、こう記されているんですね。規則ですから、これは町長が変えられるもので、法や条例等々に比べれば法令の順番で言えば、下位に属しますが、しかしこれ、役場の組織や事務処理について定められていますから、日常の日頃の仕事をしていく上では非常に大事な規則だと、重要なこれは柱だというふうに私は規則なんですけど考えるわけです。

再度お伺いしますが、例えば支障のない限り当面このままでという回答だ

ったんですが、例えば地域整備課の分掌事務になっているこの土地改良に関すること、農村整備に関すること云々が、今年度の予算でもそうですけど、予算の上ではもう十分ご承知のとおり、款農林水産業費、項農業費、目農地費で計上されているんですね。農地費の中で計上されている。これまでもずっとそうでしたけども、そのことから、農地費の予算審議のときには、地域整備課と産業振興課の2つに分けて審議をせざるを得ないという、現状そうなっているわけですね。なっているんですが、同じ農業施策なのに、これは非常に分かりづらいと。これを改善できないかというのはこれまでも何度か申し上げたことが、提案したことがあるんですが、当面はこのままということでしたが、この際、こういう不合理な点については改善をし、事務分掌を見直しするべきじゃないかと思うんですが、今年度間に合わなければ、次年度でも結構だと思うんですが、やはりこれはきちっと見直しをすべきじゃないかと思うんですが、1点。

それともう1点は、ほかの市町村ではこれらこういう事務分掌がどうなっているのか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、10番、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、処務規則の関係でございますが、議員おっしゃるとおり処務規則は役場の根幹をなす部分であると考えております。処務規則に限らず、当然、ほかの条例もほかの規則も要綱等も含めて、我々はそれに基づき仕事をさせていただいているというような状況でございます。一方で、そこに土地改良が地域整備課の所管になると書いてあるものはそういうことということでございます。

2点目の予算科目のまたいだ部分でございますけれども、確かに農地費はまたいでおります。しかしながら、ほかも考えますと、総務費では総務課と企画振興課をまたいでいたり、衛生費でも医療保険課や住民課をまたいでいる部分もございますし、民生費でも教育委員会と保健福祉課にまたいでいる部分がございますので、その辺はそれぞれの所管がそれぞれの費目に応じて予算を組んでいるということで、ご審議賜ればありがたいと思っております。

また、もともとの方の土地改良の関係でございますけれども、先ほど申し上げました役場の職員の人数の関係もでございます。それをやはりほかの課に持っていくと、もともとの課から1人減らしてそっちに1人持っていくのか、そのまま人数を残すのか、そうすると、もともとの課の人数が少なくなり過ぎてしまうと。

今度別の業務にも支障が出るかもわからないというようなことがございますので、なかなか少ない人数、1つの課に10人も20人もいるところでしたら1人ぐらいの差は影響ないんですけども、そういうこともありますので、その辺も考えながらやっていかなあかんというようなことで思っております。

また、最後に、ほかの市町の状況ですけれども、直接私もこの土地改良を確認したことはございませんけれども、ほかの町、近隣町を見ましても、税務課と住民課が1つの課になった税務住民課になっているところや、住民課と人権が一緒になった課、また、別では交通安全と防災だけを1つ独立させている、独立させて課を置いておられる町もございます。やはりその町その町で実情に応じた課の編成になっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質問。

鈴木議員 1点だけ教えてください。これを変更しようと思えば、職員の1人の移動というか、それが必要になってくるんですか。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

まず、土地改良に仕事をしてきた人間が町の職員になりました。それで、そのときには、地域整備課に行きました。そのときは土地改良の仕事は産業課にありますから、本人が今度は産業課に変わった途端に、地域整備課と大げんかしました。役場の中で。これは、地域整備課でするもんやないというて。こういうこともありまして、ただそのときに土地改良の会計等が大変慣れてない職員ばかりでして、なかなか難しい。総代会やら理事会でなかなかいろいろご理解いただくと修正して、今日まで来まして、やっと今日、十数年、土地改良の理事さんや総代さんに信頼される、こういうような状況になってきました。それでお金の整理の方もきちんとしてもらえるようになったということで、特に安定しておりますけど、おっしゃったように、ちょっと関連するのが、前はけんかしたんですけれど、いい加減にせえということで町民さんに迷惑をかけることは一番だめだろうということで、それでずっときたところでございます。そのときの職員さんも今おられますので、そういう中で、1人やっぱり動かすと兼務しておりますのでどうするんやという形になりますので、じわじわちょっと長い目でご理解のほどよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問へ行ってください。

鈴木議員 まず後期高齢者の健康診断ですが、また、後期高齢者の健康診査事業というのは、滋賀県後期高齢者医療連合会の委託を受けて各市町が行っている事業であるということを理解した上で幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

1つは、私も後期高齢者ですが、後期高齢者健康診査の診査の通知を受けましようという通知が私のもとにも届きました。幾つかおやっと思った点がありましたので、質問をさせてください。

1つは後期高齢者健康診査の健診項目が町の特定健診に比べて少ない。あれ項目が少ないなと思ったんです。そこで調べてみますと、滋賀県後期高齢者医療連合会、後期高齢者の健康診査実施要綱というのがありますが、それでは、問診や尿検査などの9項目が健診の実施項目だというふうに定められています。町から届いた通知にも、そういうことになっていまして、調査項目として例えば貧血とか心電図とか眼底審査があるんですが、基本はこの9項目だけになっている。私も75歳までは国保の特定健診を受けていたんですが、ここの特定健診では、もう最初から、といいますか、健診対象の項目として貧血とか心電図、眼底検査などがあるんですが、後期高齢者健康診査の基本項目にはそういう項目がないです。

もう1つは、後期高齢者がこの健康診査を受けるためには、その通知で町内の4つの医療機関が示されていて、自分がこの4つの医療機関のどこかに電話をして、自分で予約をして、それから行くと、こういう仕組みですよ。つまり自分で電話して予約しないと。こういう仕組みになって、これは、基本の検査項目が少ないし、受けるのも自分で予約をしないかんというのは、これは高齢者には優しくないなあというのが思うことです。

そこで、幾つかお尋ねいたしますが、まず、検査項目を増やさないかということです。せめて国保の特定健診に準じて検査項目を増やしていただけないかと思うのですが、見解をお願いします。

先ほど、後期高齢者の受診率が23.8だったかな、ごめんなさい、だったと思うんですが、私も調べてみたんですが、1つ調べてみて驚いたことがあります。厚生労働省の後期高齢者医療制度事業費補助金は、健康診査事業でこう書かれていた。これが本当に驚いた。これまで健診受診率の定義が必ずしも統一されていなかったと。そこで、令和6年度、今年度ですよ、令和6年度から国保の特定健診に準じる形で、受診率の定義が統一されたところですよと書いてある。

今年度まで、受診率の定義さえ厚生労働省はつくっていなかった。これには、このずさんさ無責任さには非常に驚きました。受診率の定義が令和6年度まで

なかったと、厚生労働省に書いてあるんです。そこで、こういうふうを受診率を定めたというのがあるんですが、その資料を調べてみますと、県内の各市町を受診率の一覧表がありまして、それによると県下の後期高齢者の平均が29.6%、これは令和3年度の分なんです、本町が19.7、これ県下で一番低いんです。ちなみに甲良町が23.4、多賀町が29.4、愛荘町がなぜ高いのか、これが非常に高い45.1%になっているんですが、この受診率を高めるための取組が必要だと思うんですが、どうお考えなのか回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者の健康診断の受診率ですが、今年度12月末日時点で13.8%でございましたので、きちっとお答えできていませんでした。

今おっしゃいました1つ目の、検査項目を増やせないかについてですが、令和7年度の後期高齢者健康診査の事業の詳細な健診項目としましては、医師が必要と認めた場合ですが、貧血検査が追加で実施されるようになりました。また、がん検診等につきましては、町が実施するがん検診を受診いただきたいと思っておりますので、ぜひとも受診していただきたいと思っております。また、町内の医療機関につきましては、4医療機関ございますが、そちらにつきましては、普通の医療機関の医療の受診と、あと健診ということでちょっと分けて、受付といますか、日を設けられたりとかいろいろございますので、スムーズに健診の方を受けていただくために、電話での予約の方をしていきたいということで、お聞きした上でさせていただきます。

また、町外の医療機関でも受けていただくことができますので、ぜひともかかりつけ医の方で受診の方をしていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 自分で行きなさいというその根拠というのは、厚労省は、高齢者はかかりつけ医を持っているので、そちらに行ってもらった方がいいんじゃないかというのを根拠にされているんですが、それはそれとしまして、厚生労働省は先ほど言いました資料の中で、健康受診率向上に向けた取組として広域連合、市町の取組の例として幾つか挙げておられるんです。

それによると1つは保健師等による電話や戸別訪問、なかなか難しいかと思いますが、それから2つ目がバス送迎の実施、3つ目が、がん検診との同時実

施、4点目が休日夜間の健診実施などを高齢者で挙げているんです。ぜひこれらを検討していただいて、受診率向上に向けた取組を強めていただきたいというのが1点。

それからいろいろ1例ですけど、例えば大阪は人間ドックも健康診査の対象にされていますし、埼玉県下の各市町では、胸部エックス線、結核などの検査、貧血、心電図、眼底なども検査対象にされている広域連合もあるようですので、ぜひ検討していただきたいと。

最後に滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の健康診査実施要綱の第4条第2項には次のように書かれています。関係市町は、その区域内に住所を有する被保険者に対して、当該関係市町が行う特定健診の実施方法に準じて健診を行うものとする。こう書かれていますので、ぜひ、これはもう検査項目や実施方法などについても町としても検討をしていただき、県の広域連合の方に対しても、そのような意見を上げていただきたいと思いますが、見解をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者の健康診断の委託料につきましては、個々の各市町の健診に、おっしゃるとおり委託されて、実施の方をさせていただいております。健康診断の委託料の費用っていいますのは、当町の一般会計の予算書においては、広域連合から受託収入として健診費用全てを収入として全額賄われていますが、その一方、その財源につきましては、およそ国の特別調整交付金が3分の1であったり、保険料が後期高齢者保険料から賄われているのが3分の2というふうに聞いております。健診項目を増やすことにつきましては、今言いましたように保険料率にも影響が生じてまいりますので、慎重に検討することも必要だと思っておりますし、各市町のそれぞれの部会があってそこでの検討もなされたその上でまたそのようにどうしていくのかというところもございまして、その辺も踏まえまして、今後検討していく形となるかと思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問をしてください。

鈴木議員 最後に、ごみの問題ですが、回答はまずは15%の計画目標の達成に向けて頑張りたいと、ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。それと実証実験については、甲賀か香川の三豊と、新聞にも載ってございましたけど、ということでした。私は

その実証実験の予算が提案された2月の議会を傍聴させていただきましたが、ほんまに様々な論点があって、採決でも実証実験賛成・反対同数で議長の採決裁決で実験がされるようになりましたが、参考になりましたが、今後の動向を注視をしていきたいと思えます。

しかし、やっぱり私はごみ問題の中心は、何ととってもどれだけごみを減らせるか、ここにかかっているというふうに思うんです。

そこで、まずごみが増えているのか、減っているのか、直近の状況を報告をお願いしたいと思います。それが1点です。

2点目が、本町では、昨年12月に、令和6年度チャレンジ家庭ごみ減量作戦に取り組んでいただきまして、大変よかったというふうに私も思っています。まずはぜひその取組を一過性に終わるのではなく、今後とも継続をしてその取組を継続していただきたいと思えますので、見解をお願いいたします。

継続していただきたい上で1つお願いしたいとか改善していただきたいと思うことがあります。その町のチラシが私の家に届いたのが昨年12月10日過ぎだったんですよ。12月にチャレンジ月間なんですけど、いろんなことがあったのかもしれませんが、10日過ぎ、月の半分ぐらいが、回覧は各区長を通じて組長を通じてきますから、私のところへ来たのが10日頃でした。せっかくいい取組をしていただいていますので、12月からやられるのであれば11月中ぐらいには各家庭にチラシが入るように、ぜひ改善をしていただきたいと思えます。

4点目は、そのチラシの中では豊郷町のごみ処理にかかる費用が、令和5年度実績で約1億1,800万、年間1人当たりのごみ処理費用が約1,800万ということで、ごみの減量を減らすことで経費の節減につながる。また、環境負荷の低減や、CO₂、二酸化炭素の削減など地域環境保全につながるということに書かれています。具体的な生ごみの水切り徹底などが書かれているんですが、4つの取組が示されていましたが、これらの取組の中で、町民の皆さんから、どのような反響とか反応とか声があったのか、町の方に届いていればそれをお知らせをお願いしたいと思います。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のごみ問題についてのご質問にお答えをいたします。

ごみの直近の状況についてですが、リバースセンターの資料になりますが、令和4年度の豊郷町民1人当たりの年間の燃えるごみの排出量は160.3キロです。それに対しまして、令和5年度は153.6キログラムと6.7キログラム

減少しております。おっしゃっていただきましたチャレンジ家庭ごみ減量作戦は、豊郷町廃棄物減量等推進協議会で協議をしつつ、令和7年度も継続して取り組みたいと考えております。

おっしゃっていただきましたチラシの発行時期なんですけれども、月2回の区長配布に合わせまして、本来ですと11月の第4金曜日に発行したいと思っていたのですが、11月に実施しました廃棄物の協議会の方で、1人当たりのごみの金額をねしっかりと示したほうがいいのではないかということでご意見をいただきまして、チラシの内容等を調整した結果、12月の第1金曜日になってしまったという次第ですので、また、今後また12月にしっかり間に合うように発行していきたいと思っております。12月に発行しましたチラシには、住民さんからのご意見をいただけるようにしております、その意見については、2月に行いました廃棄物の減量等推進協議会で協議しました結果、意見は全て全部の町民さんに知らせたほうがいいということでご意見をいただきましたので、今後、広報やチラシで発信していこうと思っております。

その中の1つに、スポンジをヘチマにするとごみにはならず、最後は堆肥となりますよというご意見をいただきましたので、令和7年度の緑のカーテン事業として、4月に役場でヘチマの種を配布したいと考えております。できることから実践していきたいと思っております。

以上です。

鈴木議員 はい。

村岸議長 再質問。

鈴木議員 今、来年度も取り組んでいただくということで、また、さらに改善をして取り組んでいただきたいと思います。それから具体的な声もあったようですから、非常にそういう意味では町民の皆さんから反応があると。やっぱりそれなりの関心があるんだろうと思いますから、ぜひそういう町民の皆さんの声をチラシでも広報でも何でもいいですと思いますから、こういう声があったということをごぜひ1つの成果として皆さんに周知をしていただければと思います。

次に、継続した取組を重ねて要望をしておくんですが、2025年2月23日の中日新聞の滋賀版に記事がありました。愛荘町が進める生ごみ減量の取組の一環として、生ごみ堆肥の野菜づくりの講習会が開かれて、土壌の研究や分析をしている専門家、甲賀の方らしいですけど、が講師を務められて、60名の参加があったというふうに報じられていました。ぜひ堆肥の進め方は豊郷町が先進でやっておられるわけですから、こういう取組も参考にさせていただいてね、また取り組んでいただければというふうに思います。

それから、ごみの量は先ほど令和4年度と令和5年度で比較して、令和5年度が少し減っているということでした。私も調べてみたのですが、本町は前年に比べて0.99%ぐらいですか、減っていました。愛荘町が0.96、甲良町が0.97、多賀町が0.99、4町全体で0.97%減っているという実情のようです。先ほど今の減量目標15%は、令和13年度に令和元年度実績から15%減量するという事になっていて、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみが減量15%の対象となっている。豊郷町では令和元年度の1日1人当たりのごみ排出量703グラムを令和13年度に601グラムにするということが目標になっているんです。先ほどの答弁で、まずはこの15%の達成に向けて頑張りたいと思うんですが、ぜひそれはそれでいろんな取組の中で頑張っていたらいいと思うんですが、同時に新しいごみ処理施設とトンネルコンポストの実証実験が行われるということで、新施設の供用開始はどのような施設になる、それも当初より遅れて35年、令和18年度以降になるというふうにも報道されています。ですから、当初の減量目標であった令和13年度から最短でも5年から6年、場合によってはそれ以上遅れるということになるかもしれません。そういう点も見直して、この際、減量目標が今は15%ですが、これを見直しして、もう少し長期的な目標を再設定をするとしてはどうかということをご提案をしたいと思います。なぜかといいますと、減量目標の見直しは単に見直すということじゃなしに、どういう新しい処理施設になるにしても、新しい施設の規模が供用開始日のごみ排出量推計値になりますから、どれぐらいの規模の施設になるかということの資料になりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今ほど議員からいただきました愛荘町の取組については、廃棄物減量等推進協議会で情報の共有等をさせていただきたいと思っております。また、減量の数値目標もありますけれども、長期的な目標ということでおっしゃっていただいたんですけれども、廃棄物の協議会の方でも、ごみを廃棄するにはお金がかかるということで、住民の皆さんに、これからの具体的なごみの施策をしっかりと明示していくべきじゃないかというご意見をいただいております。本町としまして、地域の皆さんとともにごみ減量に向けて、できることから実践につなげたいと思いますし、将来的にどういうふうにごみを処理していくかとか、ごみの回収の回数とかを検討していくに当たっても、地域の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

村岸議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

村岸議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

待機児童解消へということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

人口減少社会の我が国で、子育て支援が喫緊の課題です。豊郷町では長年保育園の待機児童が出ている状況であります。新年度の保育園入所申込状況から説明を求めます。

①ゼロ歳から5歳児までの入所申込数と待機児童有無の説明を、②町立、民間の待機児童の予想人数は、③保育士確保の現状説明を、まず説明をお願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の待機児童解消へのご質問にお答えします。

まず1番目の令和7年度の保育所の入所申込数については、ゼロ歳児が10名、1歳児が26名、2歳児が40名、3歳児が34名、4歳児が38名、5歳児が33名の申込者181名に対し、受入者数が170名となっております。入所決定後、入所辞退2名がありましたので、現時点での受入者数は168名、1月末に11名に不承諾通知、保留通知を発出したところですが、11名のうち3名は育児休業の延長を行われ、1名は保育の必要性がなかったため、現時点では7名が待機児童となっております。

2番目の町立、民間の各保育所の待機児童予想数は、予想人数は、愛里保育園が3名、崇徳保育園が4名となっております。

3番目の保育士確保の現状についてですが、県内で開催されております保育士の就職フェアに愛里保育園の保育士が出向き、若手保育士の確保に努めているほか、通年での正規保育士の募集を総務課で行っております。

また、令和6年度補正予算において、保育士等奨学金返還支援事業の枠の拡大、町内私立園への宿舍借り上げ支援事業の枠の拡大を図ったほか、令和7年度当初予算において、保育士等人材紹介業支援事業補助の枠の拡大を行っております。さらに、町立保育所の人材確保については、令和7年度からは、派遣委託の導入に向けて現在事務を進めているところです。

以上です。

今村議員 再質問。

村岸議長 再質問をしてください。

今村議員 待機児童が育児休業延長の方をのけて7名待機児童があると。この待機児童の年齢は何歳の子たちなのか、2番目で待機児童予定があるのが町立の愛里保育園で3名、また、民間の崇徳保育園で4名ということなんですけれども、この年齢層の待機児童がそれぞれ、ゼロ歳、1歳ぐらいであるのか、具体的な中身を教えていただきたいのと、それから、保育士確保の現状、これにつきましては、保育士が雇えなかったら、待機児童を保育される方の人数が確保できないということで、これまでもずっとそういう答弁しか聞いておりませんが、昨年、この6年度で制度の拡充ということはありませんが、現実的に町で保育士募集をなさってきたわけですけど、新規の保育士さんというのは、豊郷の町の保育園の場合に、採用は6年度でされたんでしょうか。その辺の実績も説明していただきたいと思います。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

各待機児童の年齢をとということでしたが、愛里保育園がゼロ歳児1名、1歳児1名、2歳児1名の計3名、崇徳保育園さんがゼロ歳児が3名、2歳児が1名の4名となっております。令和6年度の保育士新規採用については、総務課の方からご答弁の方をお願いします。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員のご質問にお答えします。

令和6年度の採用試験におきまして、7年4月1日採用として保育士2名を確保しております。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 今村議員。

今村議員 待機児童は町立がゼロ歳児が1、1歳児が1、2歳児が1名ということなんですけれども、これは定数に対する保育士の配置基準がありますので、この配置基準で今の愛里保育園の状況が、保育士として、会計年度任用職員も含めて対応はできなかったのか、その辺がちょっと疑問に思います。

そして民間保育園は、崇徳はゼロ歳が3人ということで、1人保育士さんが雇

えたら、ゼロ歳3人、3対1ですからね、まだ可能性はあるんだと思うんですが、先ほど総務課長から保育士2名を新規で雇い上げができることになったというこの2名の方々というのは、町立で、どういう、何歳児の保育担当で2名の方が入るのか。それも町立の1、1、1が非常に微妙な数字なので、そういうことをどういう背景でやっておられるのかお聞きしたい。

待機児童をずっとつくってきて、それを今回も7名もの待機児童が出たということに対して、豊郷町に子育てをしたいと思って、そういう子育て世代が住んでいただけるのに、この豊郷町で待機児童が出て、ずっと出てきているという現状に対して、待機児童ゼロという、そういったことを年度途中でもその方策で人員確保とか会計年度任用職員のそういった方の採用とかも含めて考えれば私は十分可能だと思うんですけども、なぜ待機児童を引き続き残った状況で、そのまま、私から見たら放置しているなという感じがするんですが、出生数が減り続けるという問題からして、せっかく子育てを豊郷町でしたいと思って住んでおられる、そういう子育て世帯への、やはり町の施策の、非常に不十分が見えるんですが、その点についても答弁をお願いします。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

教育委員会の現時点での大きな教育課題が2つあります。1つは、先ほどの学校不適應のお子さんが多いこと、もう1つは、待機児童を出しているということです。この2つが非常に大きいということは私も重く受け止めております。

その中で、先ほど令和7年度の新規採用が2名ということでありましたが、令和6年度に正規2名退職ということになります。プラスマイナスゼロです。また、数字だけでいけば、きちっと子どもたちを預かれるのではないかということでもあります。子どもたちそれぞれ支援が必要なお子さんもおられます。また、保育の安全を確保していくという意味から、現場の意見も聞きながら対応しているところであります。

また、待機のお子さんについても、いきなり待機ということではなくて、その後のフォローとして、担当者が個別に広域の保育も含めながら対応させていただいているということで、いろいろな施策を講じているということら辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 議長。

村岸議長 今村議員。

今村議員 続きまして、ドリームバスの存続をということで、町長にお尋ねをいたします。

町内各種団体が25年にわたって利用しているドリームバスは、廃止ではなく、存続を求めたいと思います。昨年12月に車検をしたドリームバスを新年度も町民の各種活動の足として運行しながら、どうしたら存続できるのか検討することを願いますが、見解を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員のドリームバスの存続をのご質問についてお答えをさせていただきます。

ドリームバスの現在の車両は平成16年に購入し、既に20年が経過、走行距離は16万キロを超えています。その間、エンジンの始動不良やクラッチやサイドブレーキの不具合等の故障もあり、その都度修繕を行っておりますが、部品の確保に難儀するようになってきております。また、昨年6月には名神高速道路を走行中にタイヤが突然バーストし立ち往生をするなど、一步間違えれば大事故になっていたおそれもあります。そのような中、近畿白バス対策連絡協議会から、市町村保有のバスを住民のレジャーに使用したり、住民へバスを貸し出すことは、通常の行政業務を逸脱したものとして、道路運送法に違反し、事故の際に補償を受けられないおそれがあると指摘をされています。このような状況でバスの運行を続け、万一の際に住民の皆様にご迷惑をおかけするわけにもいかないので、今般バスを廃止するもので、議員もご理解いただければと思います。

以上です。

今村議員 再質問。

村岸議長 再質問、はい。

今村議員 このチラシをこの前いただきましたけどね、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、チラシにあります市町村のバス、市町村が保有するバスは、市町村が行政目的達成のため、自らが主体的に使用するものでありというのがあるんですが、そして通常の行政業務を逸脱したものであると、道路運送法違反と書かれているんですが、町の豊郷町公用車ドリームバス使用規程、この第1条目的があって、第2条使用区分、ドリームバスを使用することができるものは町の公務で使用する場合のほかコミュニティー活動団体、町スポーツ活動団体、文化活

動団体及び公共機関、福祉団体等がその団体の研修、社会活動及びスポーツ選手輸送を目的として使用する場合で、町長が適当と認めたものに限ると。これとドリームバス使用規程の中で、使用区分は書かれているんですが、どの部分が、道路運送法違反にかかる使用許可基準はいろいろと13条までありますけど、今回法律的に地方道路運送違反と言われる条項はどこに当たるんでしょうか。具体的に説明をいただきたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員のご指摘のありましたドリームバスの使用規程につきまして、議員も今、条文をお読みいただきましたけれども、公務で使用するもののほかということ、それ以外は全て公務外ということになりますので、規程の、今まではいろいろありましたので、使用規程の中で規程しまして、住民の皆さんに使っていただいておりますけれども、あくまでもこれは規程でございます。道路運送法は法律になりますので、法律を違反している可能性があるという時点で規程の方も見直しをしなければならないということも含めまして、今般、廃止を決定したものでございます。

以上です。

今村議員

再々質問。

村岸議長

再々質問。

今村議員

そのことについて私は総務課長とは見解が違うんですけど、豊郷町には、もう1つ、豊郷町庁用自動車運行管理規程というのがあるんです。この中で、自動車の運転は法令に定める運転資格免許を有する職員の中から町長が任命する者が従事する。そして運行基準というのが5項目あるんですけど、自動車は次の場合基準として運行すると。本町の行政及びこれに関する事務並びにこれらに関連する事項、事業、行事等に運行することが能率的であると認められる場合、または緊急のため運行することが特に必要と認められる場合、災害時等の予防、情報収集、連絡、輸送、搬出等に必要な場合、住民に対する広報活動上特に必要な場合、その他町長が必要と認める場合、そして、運転者の心得、十分な点検と自動車の操縦、法行政を重んじ、いかなる場合に対しても、法令に遵守しましょうと書いてあるんですけど、先ほどドリームバスの使用できるのは町の公務以外のものは全部対象外だという、私はすごくその発言はちょっと課長の拡大解釈

じゃないかなと思うんですけどね。このドリームバスは、一応町民の皆さんの各種団体の要望とかまた指定管理者の豊郷体育館の受けているそういう団体も、そういったスポーツの搬送やいろいろしていますよね。

でもそれって行政業務の事業の一般だと私は考えるんですけどね。もう1つもし何かの災害があったときに、24名以内で一括で運送、救援できるような車をね豊郷町が所持しているということは、非常に今後の先のことを考えたら必要なことではないかと考えるんですけども、もう古くなったから廃車しますという話の問題ではないと私は思うんです。やはりそういうことを町としてこの時代ですから、いつ何どきどんなことがあるかも分かりませんし、避難所に、地域の高齢者を運ぶのもやっぱり町の大きな災害防止と住民の安全を守るという取組にもなるんですし、その行事ごとで、先ほど廃棄物連絡協議会なんかは私もあって、日帰りやったら県外へ出れるんですよ。それで先進地研修とかも行けるんです。物すごくそれは勉強になりました。

だから、こういった町の公用車をなくしていくということには非常に私は、大型バス免許というのは特殊免許で、やはりうちは一般職、事務職で皆さん来てもらっている方が多いので、そういう方はわざわざ会計年度任用職員で来ていただいていますけど、この人たちの確保も今大変な時代なんですよ。そういうことも含めると、私はこの1年間もっと再検討したらどうかと考えているんですが、これについて最後答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、12番、今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

公務の部分につきまして、今村議員と見解が違うというようなことでございましたが、私の見解は先ほど述べさせていただいたとおりです。

また、もう1年延ばして再検討したらどうかということでございますけれども、先日来申し上げております。町としてももろもろ経費が増えていっている中で、いろいろ検討を重ねた結果でございます。

以上です。

今村議員

議長。

村岸議長

次の質問に行ってください。

今村議員

続きまして、公営住宅の空き家解消で低所得世帯への住宅提供をということで町長にお尋ねをいたします。

1 番、現在 6 つある町営住宅で、各団地の空き家数の説明を求めます。

②現在検討委員会で策定協議中の公営住宅等マスタープランで、佃団地、宮の西団地、大溝団地のこのちょうが間違えて長いという方の長寿命化計画は、審議されているのでしょうか。その中身を説明してください。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは今村議員の公営住宅の空き家解消で低所得者への住宅提供をの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、現在、6 つある公営住宅で各団地の空き数ですが、大溝団地が 2 件、佃 6 件、宮の西 7 件、椿原 1 件、レイク 2 件でございます。

次に、佃、宮の西、大溝の長寿命化計画の審議について聞いておられますが、マスタープラン及び長寿命化計画については、既に令和 4 年度に策定し終了しております。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

今村議員 6 つの中で、大溝が 2 件空き家、佃が 6 件空き家、そして宮の西が 7 件空き家、椿原が 1 件、そしてレイクサイドが 2 件、これ合計しますとね、17 件、公営住宅の空き家があるんですけども、私はこの空き家を存続させずそのままに放置するということは、現下の物価高騰の経済状況の中でね、豊郷が持つ公営住宅の資産とそれから費用対効果から考えたらね、早急に空き家を改修して、町内に申し込んだ、申し込まれる入居希望者に町営住宅に入っていただく、このことが、今本来町がやるべきことじゃないかなと思うんです。

それと、マスタープランはもうつくったと言われましたが、この佃団地の空き家 6 件、そして宮の西団地の空き家 7 件、大溝が 2 件と、すごい空き家の格差があるんですけど、このマスタープランでは、佃団地、宮の西団地、大溝団地の長寿命化、空き家を改修して再入居を進めるということに対して、放置したままなんです。これはどういうマスタープランでこういうことになるのでしょうか。私は今、住宅も賃貸も非常に高い住宅が、賃貸住宅も多いですよね。ですから、低所得者等には低廉な家賃で住める環境整備のための公営住宅だと思っているんですが、その点についても答弁お願いします。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

合計18件でお願いいたします。

それと、佃、大溝、宮の西3団地の長寿命化計画でございますけど、長寿命化計画は今回挙げました3階建ての3団地については、長寿命化の需要がございます。佃、大溝、宮の西の3団地については、今回計画の中で、令和15年の10年後以降の用途廃止と建て替えに向けての、当面の維持管理を行う予定でございます。

それとあと、以前からこの3団地について、もう募集はしていないということでごっておりますが、理由でございますが、耐用年数がもう既に経過しております。それと建物自体の老朽化に伴い、修繕費用も多額の経費がかかりますので、募集停止をしているということでございます。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 長寿命化の対象外になっているから募集を停止して、でもそこには現在住んでおられる方たちがいらっしゃるんですね。ですから、ほかの住んでおられる方は15年以降用途廃止をします。そういう方々に用途廃止をして、ほかの住宅を公営住宅というのは、現在住んでおられる方が建て替え等で廃止をされる場合は、別個の住宅を提供しなきゃいけないんですね。

新しく建て替え住宅をつくるというておられますけれども、その費用を考えるぐらいでしたらね、今もう耐用年数が過ぎていと言いますが、今公営住宅、公共施設は80年、100年近くもたせるための長寿命化計画なんです。耐用年数が過ぎていて、だから廃止をして建て替えを新しく建てて、それに応じた公営住宅法にのっとる家賃でまた入ってもらうというそういったことを考えるぐらいでしたらね、今の空いている部屋をちゃんと整理をされて、そしてそこに新たな入居者に入ってください。令和15年といいますとまだ今からまだ8年先のですよ。その間ずっと募集もしない空き家放置状態、こんな公営住宅の運営管理というのは私は間違っていると思っておりますけれども、これは私はちゃんと修繕をして、再募集をして入居していただく。これについて、町長の見解を伺います。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

いろいろ考え方があろうかと思えます。このように人権の問題を考える、財政対策とか、そういうような団体、今は地区人口が20%の、そういう中でも、いかにしてこの住宅問題を解決していくか、老朽化した住宅をどうしていくかと

というのが一番の課題となっております。特に今改修して、さっき委員がおっしゃったように、費用対効果があるかとなると、やはり難しい問題もあります。今入っていただいている方を本当はどこかに移っていただいて公営住宅にでもという思いもあるんですけど、なかなか住み慣れた場所から動くのもかなんというのが、実情のようでございます。

ですからいかにして、今入っておられる方を、しっかりとその部屋はしっかりフォローしながら、もう住宅の問題を15年まで考えた中で処分していく、供用を廃止していくとかいう形に、これはもう全国的な流れでございますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、自治体情報システム標準化への町対応はということで、町長にお尋ねいたします。

政府は、25年度末と規定した自治体DX、これが困難な自治体が400を超えることを踏まえ、移行期限を5年延長する。また、その業務を20から12に変更するなど変えてきています。

そこで、下記の6点の質問に答弁を求めます。

①これまで6町クラウドで業務委託をしていた業者名の説明をしてください。

②今回のDX業務は、どう業務選定をなさるのでしょうか、説明してください。

③移行経費は国が一応全額交付税措置をするということをおられましたが、これは事実でしょうか。今後そういうのがずっと来るのでしょうか。

4点目、豊郷町は25年度末に移行完了の予定ですか。

次は5番目、移行後の保守管理費用や運転資金、ランニングコストなどは幾らを見込んでいるのか。また、国からのそれに対する補助交付金等はあるのでしょうか。

6番目、町民の個人情報漏えい対策、住民の利益を守る対策はどうなさるのでしょうか。

答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の自治体情報システム標準化への町対応はのご質問についてお答えをします。

1点目の6町クラウドでの業務委託先は京都市の株式会社K K C情報システムでございます。

2点目の今回の業務はどう選定するのかわかるのですが、当初は6町連携によるスケールメリットを生かすことを想定しておりましたが、各町から6町の枠組みの維持が難しいとの意見が出され、各町で判断することとなりました。業者選定については、総務省デジタル庁からは、日本全国の全自治体が同時に移行作業をするため、各ベンダーに新規団体を受け入れる余力がないと見込まれるため、現行のベンダーと随意契約を行うことも容認されています。ただし、多額の費用が発生するため、安易に随意契約を行わず、ほかのベンダーで移行ができないか模索を行っているところです。

3点目の移行経費ですが、基本的にデジタル庁のデジタル基盤改革支援補助金として、移行経費について全額国庫補助が受けることとなっておりますが、所要額調べの際には不明だった経費等が判明するにつれ、内示額を超過するおそれがあるため、あらゆるチャンネルを使って再調査をお願いしているところでございます。

4点目の25年度末に完了するのかわかるについては、標準化で国の示す全20業務のうち、本庁で実施しているのは18業務で、そのうち現行システムの延長が不可の3業務については、既に作業に着手し、期限内の移行を目指しています。

一方で、残り15業務のうち5業務は業者の都合で間に合わないということが判明していますので、早い段階で移行困難システムとして国に申請をしています。ただ、11月に国が移行期限を5年延長する方針を出されましたので、新旧システムの混在を避けるため、残りの10業務も延長を申請したところです。

5点目の保守運用の経費ですが、現在出されている見積書では、標準化以外の部分も含まれますが、1か月で1,500万円、年間で1億8,000万円が提示されています。これについても現在判明していない経費が後で提示される可能性もありますので、あくまでも現時点での提示額ですが、これについては、国からの補助はありません。

最後の6点目ですが、情報セキュリティー研修を毎年行っておりますし、標準化と併せて端末へのアクセスには指紋等の生体認証も導入の予定をしております。

以上です。

今村議員

再質問。

村岸議長

再質問に行ってください。

今村議員

国が決めたデジタル庁が勧めているDX、これについてはもう各自治体から

いろんな困難の悲鳴が上がっておりますが、先ほど6町クラウドの業務委託業者、株式会社KKCというお話でしたけど、今回の業務選定は各町判断で決めるということですが、ベンダーに今余力がないというのはもう全国の大手の会社でも、もうとてもじゃないけど間に合わないといって各自治体にそういう通知を出しているぐらいですからね。そういう中で、豊郷のベンダーを選定していくのは、この前の昨日の説明では2年間延長の話をしてたけど、結構政府のデジタル庁が出しているシステム仕様書というのが複雑怪奇なやつで、困難な理解の難しいやつがいっぱいあるというふうにベンダーの方からね出ているんですけども、これを豊郷でやるにしても、経費もすごく始めてから年間の維持経費、ランニングコストもかかってくる話ですけども、今のペースでやって、この負担を国が推し進めているからやるだけのことなんやけど、こういった問題で、やはり6町クラウドで職員の数も減って、できるだけ効率化と人件費削減の方向で考えているものでやってきたと思うんです。でもこれをやると、ますます職員の業務は増えるし、この業務で物すごくお金もかかる。

こういったことで、豊郷町としては、国にね、町長は近畿の町村会の副会長ですか、会長じゃなかったか、なさっていただいているんですけど、そういったときに、この国の急激なこういうやり方というのはおかしいんじゃないかということなんかは、きっと申し上げてくれていると思うんですが、今後の動向で、全国約1,700の自治体がありますよね。その中で財政基盤の弱い小規模町村なんかのデジタル化の問題で、国はどういう経費削減を提示しているのか、まずそのことについて、再質問ですから、説明をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、今村議員の再質問にお答えをします。

先ほど来申し上げております6町クラウド、スケールメリットを生かして本町の経費負担がなるべく少ないようにというふうに従来は思っておりました。ただ町としましては6町の枠組みの維持を考えておったところ、ほかの町の方から6町の枠組みの維持が難しいというようなことになりましたので、町としても新たな生き残りの道を今探しているというような状況になっております。

また、一方、国の方の取組でございますけれども、議員おっしゃったように本町町長は滋賀県町村会長でもありますので、全国の会長会議等でもですし、また、それとは別に、6町で6町長がまとまってデジタル庁や総務省に経費の関係で

要望、陳情に東京へ参ったりしながら、何とか国の支援をお願いしているところ
でございます。

しかしながら、国の方は、各町のそれぞれの経費というよりは、日本全国の電
算経費、合計した額でものを見ておられるような部分もございまして、日本中で
いくと全体で3割下がるというような見解を出されておりますが、一方、議員が
おっしゃるように、小さい町、村に限って言うと、従来の電算経費から多いとこ
ろで5倍、10倍になっていくようなところもございますので、大きいところが
減っても小さいところが大変だということを引き続き要望して、何とか国の支
援を受けていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

今村議員 再々質問。

村岸議長 再々質問。

今村議員 このシステム標準化の遅れというので、政府が自民党会合で説明した中で、去
年の12月時点で、移行に間に合わない自治体が400以上あると。そういう中
で、共通クラウド検討を努力義務に、自治体対象、法案を決定していくというふ
うに書かれているんですけど、これはねやっぱり国がこれを全国津々浦々に広
げるのであれば、やはりどの自治体でも使えるためには必要な措置というのは
当たり前のことだと思うんですよね。人口が多くて集中した地域でやるのは、経
費も少なく簡単かもしれません。しかし、その自治体の面積に合わせて人口が分
散している地域、小規模な自治体、こういった地域でこのサービスがちゃんと行
き渡らなかったら、国民どこに住んでも自由ですから、その人たちの国の国民一
人一人にどこに住もうが同じサービスを提供するという、こういった行政責務
からいっても、これは非常に問題なやり方、非常に危険なやり方だと思うんです。
そういった面では、全国にはそういった、今すごく地域で人口減少も続いていま
すし、そういった中でそういう自治体の負担を同じ負担でかけるのではなく、人
口に関係なく実情に合わせた国のね制度はあって当たり前だと思うんですけれ
ども、これについて、町長も頑張っておられるという話ですが、今年度の最初の
設置費用ぐらいは交付金で出すよといっても後の維持が大変なんですよね。そ
れに対してどのようなね、国に対して、町村会にしても、6町のクラウド問題に
しても、どのようなことが今、国との交渉をされているのか。その中身について
最後、お聞きしたいと思います。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国が決めて国が我々にやれというような、そのような形のものでありますから、しっかりと移行費用、ランニングコストの増の分は持って当たり前です。そのことをしっかり言うているんですけどなかなか伝わらないのが実情であり、滋賀県の方でも知事の方に、知事会でもしっかり言っていただくようにということで、昨年11月の25日、全国知事会でも、三日月知事から発言をいただいたところでございます。

何回となく総務省、デジタル庁へ行っておりますけれども、なかなか伝わらないのと、ただこの6町でやっているクラウドの今のシステムが、来年度で切れるんです。だから難しいんです。これがまだあと6年、7年あるんやったらそれを継続しながら移行を探っていくというそういう余裕があるんですけども、切れる。そしたら延伸する、延伸するんやったら、また業者が吹っかけてきます。6町で今8億とか言うてきよったこともあるんですから、そういうこともありますし、そしてまたここで更新をしたら、またそことずーっと最後まで付き合っていくかんなん。ランニングコストのところに移るのか、移行費用の高いところでランニングコストのところへ移るのか。そしてまた移行費は安いけどランニングコストが高いところもあります。言われたように長期間だったらどこが一番ベターなのかという、そういうこともしっかり研究しながら、国の方にもまだしっかりとこれ移行費用並びにランニングコストの軽減について発言もしていきたいし、また東京の方に上京をしていきたいと、このように思っておりますので、皆さん方のご協力の方をよろしくお願いいたします。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして第9期介護保険事業計画1年目の25年、今年が令和6年が1年目ですね、その実態をまずお聞かせ願いたいと思います。

介護保険事業開始から25年たち、高齢者は物価高騰の中、高い介護保険料を払い続けています。そこで、第9期1年目が終わろうとしています。町事業計画に対する実績見込みを質問いたします。

①24年度、令和6年度の認定者数、認定率、高齢化率の実績見込みは幾らでしょうか。

②24年度の総給付費の中で、予防給付費、介護給付費の実績見込みは幾らぐらいになりますか。

③24年度の標準給付費の実績見込みは幾らでしょうか。

まずお尋ねいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の第9期介護保険事業1年目の実態はのご質問にお答えします。

まず、1つ目であります令和6年度の月平均の実績見込み値を答えさせていただきます。認定者数403人、認定率20.0%、高齢化率28.5%です。

続きまして、2つ目の令和6年度の総給付費の実績見込み値をお答えさせていただきます。予防給付費ですが、実績見込み値1,258万5,426円、介護給付費につきましては、実績見込み値6億3,777万6,112円です。

引き続きまして、3つ目の令和6年度の標準給付費の実績見込み値をお答えさせていただきます。6億8,924万8,571円でございます。

以上でございます。

今村議員 再質問。

村岸議長 再質問してください。

今村議員 今、実績、給付費の見込額、実績の部分ですから、3月まではと思うんです。

それから標準給付費の見込額6億8,900万、これは事業計画1年目の計画数値とどのような差異があるのか説明してください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問についてお答えします。

予防給付費の計画値におきましては、1,146万5,000円であったところを今申し上げました1,258万5,426円でしたので、112万426円の増加の見込みでございます。

介護給付費につきましては、計画値5億9,414万8,000円に對しまして、実績見込み値6億3,777万6,112円の見込みをしておりますので、4,362万8,112円の差となっております。

総給付費につきましては、計画値合わせまして6億561万3,000円に對しまして、4,474万8,538円の増加見込みをしております。

以上でございます。

今村議員 再々質問。

村岸議長 再々質問をしてください。

今村議員 今回9期の保険料は上がりましたよね。そういった中で、給付費の計画値より上がるということは、利用する方がどの辺で増えているのか、最後にその実態を説明していただけますか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長

今村議員の再々質問についてお答えします。

介護給付費におきましては、居宅サービスの方が増えておる状態でございます。地域密着型サービスにつきましては減少となっております。

また、併せまして施設サービスにつきましても増加しておる結果となっております。

以上でございます。

村岸議長

ここで暫時休憩したいと思います。再開は13時から再開します。

(午前11時51分 休憩)

(午後0時58分 再開)

村岸議長

少し時間が早いですが、皆様がおそろいですので、再開いたします。

次に、河合勇君の質問を許します。

河合議員

議長。

村岸議長

河合君。

河合議員

それでは、令和6年度の除雪事業についてお聞きをいたします。

令和6年12月の補正予算では、すまいるたうんばすの運行路線が除雪作業路線に追加され、627メートル延伸をされました。そこで、以下について答弁を求めます。

1つ目、改めて質問するが、追加になった路線箇所はどこで、理由はなんですか。2つ目、除雪路線図を確認すると、除雪作業箇所は色分けされて、業者ごとの除雪作業距離にはばらつきがあると思いますが、契約はメートル単位なのか、どういうふうな契約かどのような契約方法か。おのおのの業者が受け持つ除雪作業箇所は誰がどのように決定しているのか。4つ目、延伸されたことに伴う追加金額は幾らですか。

答弁を求めます。

地域整備課長

議長。

村岸議長

山田地域整備課長。

地域整備課長

それでは河合議員の令和6年度除雪事業についてお答えいたします。

まず①改めて質問するが追加になった路線箇所はどこで理由は何かですが、2路線追加しております。椿原長池連絡線と三ツ池大町線の416メートルで、野上公園のところから三ツ池集会所を通過して大溝長池団地のところまでです。それともう1路線が高野瀬宮の西団地横道線と高野瀬宮の西団地3号線の211メートル、近江電線正門から貝ノ町団地のところまでの町道でございます。すまいるたうんばすの路線の追加によるものです。

②の除雪路線図の確認など契約方法はということですが、契約方法は、豊郷町建設工業部会に1メートル100円。

河合議員 建設協会。

地域整備課長 建設工業部会。1メートル100円、3万261メートルですので、1回につき302万6,100円で契約しています。

業者が受け持つ除雪箇所が誰がどのように決定しているかというのは、除雪箇所は建設工業部会のメンバーで話し合いながら決定をしております。

延伸されたことに伴う追加金額は、12月補正で627メートルでしたので、62万7,000円追加しております。

以上です。

河合議員 議長。

村岸議長 再質問。

河合議員 課長の答弁はよく分かります。

地域整備課長 すいません、④番なんですけど、627メートルですので6万2,700円です。すみません。

河合議員 議長。

村岸議長 再質問。

河合議員 皆さんね、私は職員は好きですよ。好きだけでも、やっぱり住民の声を聞くとね、我々は応えなければならない。だから憎まれ口もたたかなあかんと思って、私はこれ今回このような質問をしたのやけども、今課長が申された2路線、去年の12月のこの間先月の28日の全協で議会だよりの発行日があったのでね、議員の机の上に皆置かれていました。予算決算の地域整備課のここに、問いと答えが載ってましてね、今課長がこの言葉、私はこの言葉のとおりにはしゃべるのかなと思ったら、宮の西団地からと言いましたのでね、私はそのように質問を自分なりに書いて持ってきましたけど、今、この答えからは、はっきりと宮の西団地から、というたら横の店の道路ですわ。やっぱそのように答えを書いてもらわないと、これを見た方からはね、近江電線から貝ノ町団地の入り口ってどこやという問い合わせがあったんですよ。貝ノ町団地はうちのところやけど、何やと言うたら、いやあ広報を見たらそうだったと。今、課長が答弁をされたようにね、初めからそのように載せておけばね、そんな問い合わせはないと思うんですよ。

そこで、再質問に入りますけども、答弁された路線は、何十年も行政による除雪作業は行われていません。なぜ今年度途中から、除雪路線を追加して契約されたのか。担当課からは昨年4月の予算決算常任委員会において、すまいるばすの

路線だから追加したと、今も答弁がありました。

しかし、皆さんもご承知のですね。ところが現状はどうか。すまいるばすのための全路線は除雪されていますか。私はなぜ当初の計画にこの路線を除雪箇所として入れておかなかったのかと疑問に思っております。

そこで、今、課長が言われたように、この2路線は要望があったから急遽入れたのではないですか。1路線は今言われました三ツ池地区の路線であります。もう1つは今、旧近江電線前のT字路から宮の西団地前ちゅうた店横の丁字路までの道路です。今課長がはっきりと申されましたのでね、それでいいんですけども、私はこの三ツ池と今の路線をね、もらった地図を見ても分かりにくい。ほんまに。もう眼鏡をかけても見えない。だからこの2路線のところだけを拡大していただきたい。拡大して。どう変わったのか。

そうした中、私の耳に入ってきたのは、今言うたようにね、議員バッジをつけたら途端に駐車場から店まできれいに除雪されとるやけど、何でやと。今まで何の協力もしてない者が権力者になったらえらいもんやなあという問合せがありました。どこの誰か知りません。議員バッジをつけた者が要望したんですか。私は推測できますよ、この2路線は。誰もがそう思いますよ、聞いた者は。片や字の（聞き取り不能）ですか。

地域整備課長はすまいるたうんばすの運行する路線だからという理由で、補正をしてまで除雪路線の追加をしましたよね。私も除雪されているかどうかは確認しました。きれいに除雪されていました。私も貝ノ町団地に何十年も住んでおります。ありがたいことに、私の貝ノ町団地の入り口にはすまいるたうんばすの停留所があります。ここですね。町から配布されているすまいるたうんばすの路線図を見ますと、私の家の団地のすぐ南側の道路ね、道路がバスの運行路線になっていますよ。すまいるたうんばすの通路図を見たらね。私の記憶では、行政による除雪作業は1度も行われていませんが、担当課長はすまいるたうんばすの運行路線だということで把握されていますか。どうですか。こうやってしっかりと路線図が載っているんですから、このグリーンのラインを私はこれ間違いないですかって担当課に聞いたらこれ間違いありませんというようなことを聞いていますのでね。

そこですまいるたうんばすが運行することによって、これは間違っている。2月に入って積雪があったことはご承知のとおりですわ。その際すまいるたうんばすは雪により路面状況が悪いため、安全な運行が困難と判断したことから運休としますという放送があったことを知りました。聞きました。そのときまだうちは防災無線が調子が悪かったのでね、つい最近換えていただいて、しっかりと

聞こえています。放送していたのであれば、いつ頃から放送していたのか何日と何日の何時から放送していたのか。保健福祉課長に答弁を求めます。

そして、2月8日、9日、土日ですよね。除雪をされましたが、2月の18日火曜日、19日水曜日は除雪規程に達していなかったのかもしれませんが、道路側路線が除雪をされてなかったように思いますが、課長は、ご存じですか。答弁を。

私から言うのもなんですか。私の住んでいる貝ノ町団地内には、ごみステーションがあり、雪で埋もればそこまで行けません。私も小さな作業機械ではありますが、ボランティアで自分勝手に除雪をしております。ほかをすると、河合は金をもらって作業していると言われるので、そこそこにしています。以前助成費用をもらっていると言いつらした年がありました。この中にいますよ。そういう方々がおるから、えん罪が生まれるんですよ。当然私は後には事実無根であることは証明されました。

ここで、自治会によっては、1路線、2路線の短いところもあれば、何か所も除雪するようにこのように地図で示されますよ。ほんまに少ないところはもう1つか2つの路線ですよ。そこでも、しているかしてないかは担当課は把握されているんですか。補助金やから出したれ、申請したから出したれ、私はだめだと思えますよ。

そこで私から提案をしたいんですけど、いまだに出している補助金をやめたらどうですか。行政でこの方の建設協会の何とかという方に1度見積りを取ってね、要所要所の道路を開けてもらったらどうですか。文句は出ませんよ、文句は。と私は思いますけれどもね。1度見積りをもって検討して、建設というのは見解を持ってますけれども、助成もしないでまずは自助ですよ。そうでしょう。スコープも持たないものが、権力を持ったらやらせる、そういうことをやっておいたら、いつまでたっても豊郷町は財政困難でしょう。そういうことを言うておいたら、私も言いますよ。この地図どおりに除雪してくださいと。何十年ですよ。私はここに住んで。一度、一遍、課同士がね、お互いに検討し合ったらどうですか。どっちが正しいか知りませんよ。しかしこれは変わってなかったら、変わってないというのだから、変わってなかったらこのとおりにやってもらわんと。今年だけこうこうなったからその路線はばす路線が走っているから除雪すると。ちょっと私はおかしいのではないかと思う。

それでまた、私にも違うところの箇所からもね、私に聞きに来ましたよ。今までなかったと。要は言わば、誰々さんが自分のところの前を取ってくれてついでにやってくれていたと。これは善意ですよ。それはどこまでとかは知りませんよ。

ただ、今回は知らんけれども道1本は開けてくれてあったということを知りました。

そこでね、今ほかにもいろんなところがありますよ。この路線図の中で取れていない場所が。今この路線だけを要望があったからしたというのだったら、この路線はしっかりと来年からやってください。私も要望をしたらしてもらえますか。私の家の真裏ですよ。だからそういうことがあるのでね、私はこの間全協で町長にも申しあげましたけど、三ツ池は東西に1本だけですよ。安食南だけですよ。大町を把握されていますか。行政の方。大町は東西南北分散されますよ、分散。どこまでが大町か知らんけど。ここはしたからここをせえ、ここはしたからここをせえと、補助金の15万でできますか。そういうような方がおられますよ。金をもろうたらせえと。とんでもない話や。善人者はやる気があったら黙ってするんですよ。それが先ほど言われた本田氏の質問の中で言うボランティアですよ。そうでしょう。自分の戸口すら開げられない者が、公費をそこでさせるってどういうことですか。だから大町の区域をね、はっきりと決めてください、行政で。町営住宅と改良住宅は町の責任じゃありませんか。あるいは区の責任ですか。先ほども質問があったけど。住宅に関して。何でもかんでもそこにあつたらその字やということ、押しつけがましいことは行政がするべきじゃないと思えますよ、私は。その点、しっかりと答弁してください。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 河合議員の再質問にお答えします。

まず、今回の路線の追加の経緯なんですけど、ある方がすまいるたうんばすが通っているのに除雪がされていないということをお聞きしましたので、一旦福祉保健課から今持ってある路線図をいただいて、うちの除雪の路線図と照らし合わせて、抜けている部分を2路線、今回追加させてもらったということで、確かに、除雪できてない路線、まだまだありますけども、字の除雪している箇所もあれば、重機が今大きいので昔みたいに小さいユンボとか軽トラで開けているわけではないので、ちょっと入りづらい部分とかはちょっと削除しまして、今回は2路線追加させてもらったということでございます。それはうちの補佐と路線図と町内の除雪箇所を見比べながら増やしていったということでございます。

あと2月の18、19は除雪作業に出てないのはなぜかということもありましたけども、それは一応僕は駐車場に来て10センチになるかどうか必ず確認しに来てから除雪の出動を出していますので、18、19は雪が降りましたが、10センチには満たなかったということでございます。

あとほかの字とか確認に行っているのかということですので、除雪の出動するときには僕は役場の中にいますので、そのときには町内見回りに、業者の除雪がちゃんとできているとか、字の細かいところまでは入りませんが、ちゃんと除雪作業されているかどうかという確認はある程度しています。

以上です。

河合議員 地域の役割はどうや。(マイクオフのため聞き取り不能)はどのように考えているの。

地域整備課長 確かに大町と三ツ池は地区改良事業によって道路幅がかなり広いところばかりになっています。除雪路線を増やしていくのにほかの字との整合性もありますので、一気に増やすことについてはできないというふうに今思っておりますので、ご了承ください。

保健福祉課長 はい、議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 河合議員のご質疑にお答えいたします。

すまいるたうんばすの2月の運休は10日と18日と19日と20日になっております。

以上でございます。

河合議員 何やて、運行日。

保健福祉課長 運休日です。

河合議員 運休日やな。

保健福祉課長 はい。10日と18日と19日と20日です。

河合議員 20も。

保健福祉課長 はい。

村岸議長 それの時間帯とか何時からいつに放送したのかということ。

保健福祉課長 10日と18日と20日に関しましては、当日の朝7時過ぎと8時前に放送しております。19日に関しましては、前日の夕方から、運休の連絡を入れさせていただいております。

河合議員 議長。

村岸議長 再々質問に行ってください。

河合議員 私の言いたいのはね、福祉課長、これこうやってすまいるたうんばすはネットで出てきたのやけど、開けられる方はよろしいけどね、前日に防災無線で、18日の夕方にね、明日は運行しますということを放送したらしいんです。18の夕方にね、19日の明日はすまいるたうんばすは運行しませんというような放送をしたそうですね。先ほど言うたようにうちは防災無線は聞けないけど。

私が言いたいのはね、地域整備課長もそうだけど、さすが運行しなかったら除雪する必要はないの違いますか。税金の無駄でしょう。

このとき、確かに、8日、9日は、除雪は積まりました。当然これ幸いにも子どもたちは学校が休みでね支障はなかったと思います。歩道のことで残雪のことを言いましたけど、それはあったかもしれないけど、ただ幸い土日だったのでね、子どもさんには悪いようですけど、私は幸いでよかったかなと思っていますけども、18、19、20日と今20日というのは初めて聞きましたので、当然18日の午前10時にはもう完全に道路がもう見えていましたよ。太陽が照って。なぜこのとこのときに、すまいるたうんばすの運転手さんはね皆さんプロですので、年がいったね、待機して午後からでも運行するとかねそういうようなことが浮かばなかったのでしょうかね。なぜかというと、2日も3日も止められてた方々からね、買い物にも行けない病院にも行けないというような声も聞きましたよ。だから前日からね。分からんことを明日はもう走りませんとかね、当然18日の午後からは、午後というか10時頃にはもう解凍されて、道路の下が見えていましたよ。だからちらちらはしていましたよ。車が走れない状態と違いました。なぜ、私は判断が出なかったのかと、思いますよ。その辺はもう少しやっぱりその日にそういうことで対応してもらわないとね、運行できるものは運行してほしいという方はたくさんおられますよ。午後からでも十分何便もあるんやから。

そこで今、私はこれ豊郷町のすまいるたうんばすの運行事業要綱を見てみますと、当然、6条に、バスの管理は保健福祉課長と書いていますよね。また及び第2条に定めるものが行うと。これは当然第2条には管理委託をしているわけですよ。私がこの間質疑した委託料ですよ。そう書いていますよ。そのようになされていますよね。だから町は知らないはずですよ。皆、委託先でやっとなのだから、運転手の確保から。そうでしょう。お金だけ払って後は知らないでしょう、やっていることは。運行計画も分からないでしょう。皆向こうがやっているのだから。ただ単にお金を払って委託をしているだけのことでしょ。一千何ぼでしたかね。

そういうことで、私はもう1つ課長に聞きたいのは、こっちの地域整備課長、この除雪の交付金はね、私の記憶では平成14年度までは大きい字は今よりもちょっと大きいお金をもらっていましたよ。金額で言うと、なんですけどね。またこのばかどもが調べるかもわからんからね。それが平成16年から一時廃止になったの違うの。この事業は。いつ復活されたのか知らんけどね、何か平成16年頃には1度なくなったような気がするんだけど、町長、記憶はありませ

んか。復活をね、復活をしたのか知りませんが、大きな字が今の現状の15万になっています。以前はもう少しありました。なぜかという、その当時私も役所におりましたので、ここに平成14年度の建設地の通知があります。そのときはYさんですよ。いや、Oさんだ。だから、私はここに証拠があるのですからね、このときは金額が大きかったですよ、今よりは。だからこれ確か平成16年に1度、私は事業が終わったのではないかなど。その何年後は知りませんよ。それで今の現状で15万となつとるのだからね。下がったということですよ、金額がここに決定通知がちゃんとあるのだからね、金額を書いて。だから私はこれいつ頃補助金の体制になったのかは知りませんが、今の15万になったのか知りませんが。

それともう1つね、課長。今課長が先ほどから私はちょっとくどいけど、バス路線は持っていますと。大町の教育センター前、今三ツ池の老人憩の家からバスは来ますよ。私も2年半はあそこの方をちょっとお世話をさせてもらったからね。毎朝バスに出会いましたよ。駐車場でね。だから三ツ池の御旅所のほうから大町の教育センターの方に向かってきてね、老人いこいの家にバス停がありますよ。そこを左折しますよ。県土木のところに向かったね。今県土か知りませんが、急のマルゼン跡までね。そこまで除雪の範囲に入っていますよ。除雪されたのはいつからですか。去年からでしょう。その前の年までは、我々は正直言ってほんまに7名がね、何やかやと憎らしいことを言うからいろいろ言われましたけど、金をもらって、私はここに証拠品を持っていますよ。なぜ申請をしなかったのかと、私は言われましたよ。その当時ね。ここにね、私の大町センターの周囲をこうして、前課長は知っておられますよね。私がやったのを。うちの貝ノ町団地を。そのときに私もこれを2年続けてやりましたよ。ここに2年間の書類を持っていますよ。申請用紙を。45万ですよこのとき。(聞き取り不能)の3年度は。だから15万、30万で45万の資料を2つ持っていますよ。担当課からは出してくれと言われたけど、私らは拒否しました。こういうことをね、あちこちでひけらかしまくってね、こういうような人をおとしめるようなことをしてね、何が目的か知りませんが。だから私もここで言いたいのは、こうして集会所の前をね、これは行政の管理場所でしょう。行政の管理場所であって、除雪の範囲に入っている場所がなぜできないのですか。調べてくださいよ。去年からですよ。何やら重機がやりよるけども、それまでここに写真は何年度と書いてあるのだから。何だったら写真を見せてあげますわ。こんな大雪のぼんぼん降っている中ね、5人がやりましたよ。

だからそういうこともあるのでね、すまいるたうんばすが通行路だから開け

たというような言い訳をしないで、言い訳をしないで、誰々が言うたからしたんでしょ、今年度は。それでなかったら行政はお金のかかることはしませんやろう。そうでしょう。要望、要請があったからしたんでしょ。今もう1か所の要望場所はあれは誰がしたんですか。個人ですか、字ですか。あそこは大町じゃないですよ、道路は。だから大町の色分けをはっきりしてくださいと。あそこは大町ではありません。それでうちの家の前の道は、あれは高野瀬沢線です。町で言うたら町道2号線ですか。その当時町道2号線とワーワーと言うたことが、チラシをまいたよね。私は聞きました、これどこですかと。そしたらうちの家の前ですわ。これは町道2号線と違いますか。通称は高野瀬沢線でしょう。だからこういうようなね皆さんに誤解を与えるような発言をしてはならない。今課長が、ここで誰かに聞いたのか訂正をしましたけどね、言い換えてはっきりと言うたから私はそれ以上のことは言いませんけども、やっぱしこうして決まった道路であって、町と業者とが提携してね、私はここでこれだけやってくださいというて業者をお願いしてね、恐らくメーター100円でこんなもんあり得ないことですわ。本来はもっと高いと思う。これも1つの行政に対してのお願いとあっていて業界がしていると思うんですけどね、その点を踏まえて、うちところの大町はね、本当にもうほんまにそういう者がおるんですよ。何もしないでここせえ、あそこをせえと。そしたら後で金をもらってやるからとかね、誰にもらうんですか、金を。税金でしょう、皆さんの。そうでしょう。仕事もせんと金をもらおうって。私はいかななものかと思えますよ。やる気があるんなら、自分の戸口の前は自分でする。当たり前なことや。誰もしてくれませんか、自分の戸口までは。

私は毎回委員会とか何かで前課長にも言いましたよね。うちの家の前は取ってくれるなよと。取ってもろたら私はありがた迷惑やと。なぜかという、道路をかいたやつがみんな玄関と車庫の前にぶわーっと盛り上げるんですよ。新雪のときは車がすっと出れるんですよ。盛り上げられたらバンバン、ババーンと音がするんや。それを取るのが固くてえらいのや。私は何回も言うたはず。うちの家の前だけはホッパーを上げて走ってくれと。聞いてますでしょう、何回も。だからありがた迷惑のところもあるんですよ。道路を走る方はありがたいでしょう、ね。けど道路ぎわにある玄関、車庫は、恐らく皆さんはありがた迷惑だと思っていますよ。それも踏まえてね。

それと、ちょっと私はあるところに気になって除雪を手伝いに行ったのだけど、そのある道路は、町のこの中にきれいに入っています。そこはちょっと入ったらほんまにもうそのままですわ。道路を取った3か所ぐらいのところね、角々に残雪を積んである。ワーッと。その苦情が来ました。これは道路の角で危

ないと。あれはちょっと言うてほしいということをおっしゃいました。確かに私も思いました。こんなT字路の角っこにこんなに山に積んでね、これはあかんやろうと。やっぱり業者にもね、それなりのことを言うていただかないと、ホッパーでどこか横に行ってポイっとどこかへ、それかずっと並べてもらうとかね、ただ単に除雪してボーンとそのまま置いておくということはね、私は非常に危険だと思いますよ。それがずーっと固まってあるのだから、溶けないで。その点は指導をしていただきたいなと思います。

長々しゃべりましたけど、適当に答えてください。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 河合議員の再々質問にお答えします。

平成14年度のときの補助金のことはちょっと分かりませんので、またおいおい調べて。

河合議員 13、4年度。

地域整備課長 13、4年度。それで一旦廃止になったということも。

河合議員 16年。

地域整備課長 分かりませんので、1回調べさせてもらいます。

僕らがちょっと聞いているのは、当時は建設工業部会というか、業者に対しての除雪がなかった時代、みんなボランティアで出ていってくれた時代やったと思います。その後、業者さんからも補助をもらわんとということになってきましたので、今の建設工業部会に除雪をお願いする形になってきたということは聞いております。先ほども単価のことを言うてくれたように非常に安い単価で皆さん頑張ってくれはりますので、毎年もうちょっと値上げしてほしい。なぜかといいますと重機をちょっとあれ、新しいタイヤシャベルに買い換えていますので、その分を見てほしいという声があるのは確かでございます。

そのため、路線を増やしていっているということが1つあります。

今回はある方から言われて、先ほど申しましたけど、路線を見直している中で、すまいるたうんばすの2路線、ほかにもいっぱいあるんですけど、まずはこの2路線を足して建設工業部会にお願いすると、追加をお願いするという形でお話をさせてもらったということでございます。

あと大町区の区域をとおっしゃられますけども、確かに今追加させてもらったところは高野瀬になります。だからそこを僕らは大町とは認識はしていませんけども、三ツ池と大町の地区内は、地区改良事業でかなり道路幅が大きいので、ボランティアでするのはかなり難しいというのは重々承知しておりますけども、

ほかの字とのやはり除雪の距離の整合性を保つために、今はちょっとこれ以上なかなか増やすのが難しいという状況ですので、それだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

村岸議長 次に、長谷川貴康君の質問を許可します。

長谷川議員 議長。

村岸議長 長谷川君。

長谷川議員 交通安全対策について質問いたします。

先日も県道と町道の交差点で、車と自転車の事故がありました。残念ながら、自転車の運転をしていた方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。今まで対策をしておられたと思いますが、事故が起こる。県道を横断する方が、どうすれば事故に遭わないような対策を考えておられるか。お答えください。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、1番、長谷川議員の交通安全対策についてのご質問にお答えします。

まず、2月15日の事故でお亡くなりになられた方に対して心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、県道を横断する際の事故防止対策につきましては、種々啓発等を行っておりますが、やはり皆さん一人一人が交通ルールを守っていただくのが大切だと考えております。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

長谷川議員 横断歩道とか横断者ありというパトランプを見かけます。そこは通学路であるということは認識しております。でもそういう県道を通る車からもよく目立つものを設置していれば、事故の起こる可能性、確率が下がるのではないかと考えていますが、どうお考えですか。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは長谷川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

パトライトなり何なりつけてはどうかというようなご趣旨だとは思いますが、やはりそれにつきましても経費等が発生します。また、横断歩道等でありますと、町の裁量ではつけられない部分もございます。その辺も含めながら、今後検討をされていくというふうに考えております。

以上です。

長谷川議員

議長。

村岸議長

再々質問。

長谷川議員

横断歩道、県道の横断歩道とかは公安委員会かどこかと話し合っていてやっているとありますが、町の方からも要請をして、やっぱり町民の交通安全の環境づくりを行政の方からやっていただきたい、そのように思います。

それと、通学時、通勤時において、学校や駅の近く、生活道路をスピードを出して通る車があります。住民の安全対策を講じる必要があると考えます。「生活道路につき通り抜けをご遠慮ください 豊郷町」という看板を見ますが、どのような基準で設置をしているのか。それと、歩行帯の幅を広く取りスピードを出しにくくするとか、何か策を講じてほしいという住民からの声も聞いています。事故が起こらないうちに、安心して通れる生活道路を整備してくださいという住民の声です。ご回答をお願いします。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは長谷川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

「生活道路につきスピードを落としてください」という看板であるとか、それ以外の交通安全施設につきましても、毎年、各字の区長さんに要望をお聞きしまして、それに基づいて事業を実施しておりますので、また何らかありましたらそちら、区長さんとも相談していただければと思います。

以上です。

長谷川議員

議長。

村岸議長

次の質問。

長谷川議員

除雪作業後の雪の処理について質問します。

除雪作業後の雪が交差点の角や歩行帯の上に積んであるところが目につきますが、除雪作業後の雪の排雪場を確保することが必要ではないかと思いますが、

お答えください。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、長谷川議員の除雪作業後の雪の処理についてにお答えいたします。除雪作業の排雪場所は滋賀県が用意してくれておりまして、稲枝地区の宇曾川のところが確保されています。町としては、昔のと場跡地の所有者にお願いしまして、そこを万が一のときに置かせてくださいというお願いをしております。平成2年12月の大雪のとき、初めては排雪作業を行いました。そのときは1日に70センチ以上の大雪に見舞われて、生活に支障が出てきたからです。今後もそのようなときは排雪を行います。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 大雪のときに排雪をする。その基準が30センチ、40センチとなっていくと思うんですけど、除雪した後の雪がやっぱり道路の角に、さっき河合議員がおっしゃったように、道路の角に、歩行帯の上などに放置されている。それはやっぱり事故の原因になるというふうに思いますが、そういうことの状況を変えていかなければならないのが、行政の仕事だと思います。よろしくお願いします。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 長谷川議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、角っこに雪が積まれると見にくいのは確かです。彦根市ですともっと高く積まれています。豊郷町ですと彦根市のようなぐらいまでには積まれておりませんが、確かに交通には支障があるので、建設工業部会からも、こういうふうな雪を排雪しようかというお話はございます。けれども、排雪するにもお金が必要です。豊郷町は今ちょっと財政難ですので、そこら辺も加味しながら考えていかなければ問題ですので、すぐにはできるということはお答えできませんのでよろしくお願いします。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 私はすぐにできなくっても、県の方が、稲枝の宇曾川河川敷の方で準備しているというふうに聞きましたが、豊郷町の中でも、やっぱり1か所じゃなくても数か所に分けて、その地域地域に集めるような場所をつくるということも大切かと思えます。場所は震災とかそういうところがあつたときに避難所にも使えるというふうに、この間のNHKの放送の中でもやっていました。そういうこともお

考えになって、これからの方針をよろしく願いいたします。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 長谷川議員の再々質問にお答えします。

今排雪場所をいろんなところで設けてほしいということですが、1か所と場の跡地を設けておまして、かな、あそこはかなり広い場所ですが、ほかにもということになりますとかなり広い土地が必要になってきますし、豊郷町の町有地でそういうようなところはございませんので、なかなか難しいかなと思ってます。

以上です。

村岸議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時48分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年3月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員